

令和6年6月12日（水曜日）

（会議第2日目）

応招議員

1 番	濱 村 美 香	2 番	山 本 牧 夫	3 番	澳 本 哲 也
4 番	宮 地 葉 子	5 番	宮 川 徳 光	6 番	浅 野 修 一
7 番	水 野 佐 知	8 番	欠 〃 〃 〃	9 番	山 本 久 夫
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	小 松 孝 年	12 番	矢 野 昭 三
13 番	矢 野 依 伸	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	佐 田 幸
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 課 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小 橋 和 彦	書 記	山 崎 あゆみ
--------	---------	-----	---------

令和6年6月第9回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和6年6月12日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：1番から5番まで）

議 事 の 経 過

令和6年6月12日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に従い、会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

総務教育常任委員会に付託をしておりました陳情については、継続審査となりましたので、議題としないことを報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

それでは、一般質問を行います。

3月に体調不良で、一般質問ができなかったものをですね、そのまんま持ってきましたので、どうかよろしくお願いを致します。

2つ質問しております。後継者対策と漁業振興ということで、よろしくお願いを致します。

まず、後継者対策です。

特にですね、第一次産業の後継者が本当に、何回も僕言いようがですがこの場で。深刻な状況に陥っているのではないかと思います。

何と言っても、第一次産業ですね、後継者にとって重要なことが考えたらやっぱり、いろいろあると思うんです。

まずは、その伝統の継承と理解。

そして、ビジネススキルをきっちりと自分のものにする。

そして、技術の導入と革新。

新しいものをやっぱり導入しなければならない。

そして、何と言っても地域との関係性。

最後にいつまでもやっぱり学習して、自分を一生懸命成長させる。

そういうことが、やっぱり第一次産業の後継者にとっては重要ではないかと考えております。

そこで、何と言ってもですね、危機的な状況にあるこの第一次産業の後継者です。今までの取り組みで、本当に漁業にしても、農業にしても、林業にしても、このままで本当にいいのか、ということは本当に頭をよぎります。

それでですね、新しい取り組みがここ数年ないものと思うんですけれども、まず、これからの新しい取り組みは考えているかを問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

おはようございます。

それでは澳本議員のカッコ1、第一次産業の後継者不足は危機的状況にあると思うのご質問にお答えします。

県内における漁業従事者につきましては、少子高齢化などに伴い減少の一途をたどっており、本町におきましても、議員おっしゃられるように、漁業従業者の高齢化、また後継者不足において危機的な状況にあることは承知しているところでございます。

昨年12月議会での答弁と一部重なりますが、令和元年度以降の当町における対応策と致しまして、漁業への就業を希望される方に対し、町内各漁港での現場研修の実施、また、就業後におけるフォローアップも含め、一貫する支援の取り組みを一般社団法人高知県漁業就業支援センターとともに進めております。

現在、地元における漁業就業希望者の方を対象と致しまして、自営漁業者育成事業、雇用型漁業支援事業、漁家子弟支援事業を実施しており、取り組みの状況としましては、本年度自営漁業者を目指す対象の方が入野地区と佐賀地区で各1名、定置網雇用型の方が伊田地区で1名の、合計3名が研修中でございます。

事業の成果としましては、黒潮町総合戦略目標値である毎年1名以上、かつ5年間累計で5人以上の目標到達につながっておりますが、議員おっしゃられますように従来の取り組みだけでは根本的な解決には至らず、先ほど申しました漁業就業者における右肩下がりの状況は続き、現状のままでは、近い将来、本町の基幹産業としての維持また継続が困難になることが十分に想定されます。

ご質問にあります新たな取り組みにつきましては、関連する予算も含め、現時点で具体策を示すことは困難ではありますが、先ほど申しましたように現状の漁業就業支援の取り組みは高知県全体での制度となっており、町独自の制度基準ではございません。

その中で、現状の事業メニューでは至らない点や課題解決の糸口となる新たな制度設計なども含め、県内統一で進めていく部分と町独自の部分を精査し、今後、町としての新たな施策につなげてまいります。

新たに漁業を目指す方にとって、将来的にも生計が成り立つ持続可能な産業構造であるべく、引き続き高知県水産振興部、また高知県漁業協同組合との情報共有を密にし、後継者の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

現状の2年間の研修ということで、それは県下、そして、全国的に2年ということになりますけども。

まず、漁業について、一般質問でこれも何回も言ってるんですけども、まず、期間の延長。

特にこの漁業の場合は、前回も言ってますが2年じゃまず足りない。あの技術をですね2年間にわたって身に付ける。そして、しっかりとしたビジネスになる。そういったものは、なかなか2年間では厳しいんです。

町独自の取り組みとして、どうにか期間の延長はできないか。

まず問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

この研修制度における最長で2年間の期間につきましては、それぞれ就業支援制度の内容に伴うものとなっておりますが、現場での技能習得にかかる実施期間が短いという声も関係者より届いておりますので、今後、研修生も含め協議を行い、各研修におけるさらに1年間の期間延長に向けて、県ならびに就業支援センターへ意見を届けてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、その1年間の延長、1年じゃ僕も少ないと思うんです。実際、2年でも3年でもですねやってもらったら、本当にまだ見込みがあるんじゃないかと思います。

そして、まず、研修の内容です。なかなか自分たちには研修の内容というものはなかなか見えてこない。

実際どういった、具体的に研修を実施しているのか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

具体的な研修の中身につきましては、陸上における漁具の整備やそれぞれの漁法の指導、また、海上、船の上におきましては、実際の釣りの指導や船舶機器全般の操作方法の習得など、月に22日程度、最長で現在、先ほど申しましたように2年間の期間となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

分かりました。

それですね、課長、すみません。

この事業、この後継者というこの事業が始まって、今までどれぐらいの方が実際この研修を受けたか。

そして今現在、その人たちはどうなっているか僕はちょっと聞きたいんですけども、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

自営漁業者育成支援事業、本事業における就業者の実績数につきましては、令和元年度のスタートより昨年度までの期間におきまして、合計で7名の研修を終了しております。

県外の方が1名、町外の方が1名、町内の5名の方と、内容はなっておりますね。

現在の状況につきましては、すみませんちょっと手元に追跡の資料、ちょっと持ってないもので具体的なところまではいきませんが、町内の5名の方につきましては、漁業を続けてるというふうに認識をして

おります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、課長、追跡調査の方、しっかりとやってもらって、しっかりとビジネスができるような指導もよろしくお願いします。

そして、この研修が終了すると、やっぱり自分の船を持って漁業を営まなければならない。その場合、やはり廃業をした人たちからまた漁船を譲り受ける。そういったことが目標なんですけれども、どうしてもその廃業した方がですね、後継者もないとなったときに、やはりその漁船をどうするのか。そういうことらあも、やっぱり後継者対策の一つに入ってくると思うんです。

できたらですね、何度もここの場で言ってるんですけども、実際、議運で回っております各地域で声もあります。廃船の事業どうにかしてくれとか、そういうこともありますので、漁船の廃船の補助をぜひともですね、やってもらいたいんですけども。

お願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

先ほど議員おっしゃられました、不要となった漁船等のまた再利用、あるいはそういった相談など、そういった形も漁協とともに調整を行う形とはなっております。

町内における沈廃船の対策につきましては、以前から議員からのご質問として伺っておりましたが、漁業者の高齢化も相まって漁業活動を終える町内漁業就業者も増えつつあり、不要となる漁船や陸揚げされてる漁船が近年、特に増加してることは承知をしております。

現時点での取り組みとしましては、昨年度以降沈廃船に対する取り壊し費用の一部補助を実施するための協議を行っている最中であり、引き続き、具体的な制度設計も含め検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、この補助、よろしくお願いします。

すみません、農業についてです。

実際、農業公社の報告で、全員協議会で報告はもらいました。

農業ですけれども、今2年間ですよ。2年間でこの農業もオーケーなんでしょうか。一人前になってしっかりと金儲けができる、そういうことでしょうか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えさせていただきます。

第一次産業のうち農業関係の後継者不足の取り組みですが、一般社団法人黒潮町農業公社をですね、平成 25 年に設立し、年間 1 名から 2 名の研修生の受け入れ体制を整備しており、現在、12 名が公社を通じて新規就農を行っています。

議員のご発言のとおり、研修期間 2 年です。2 年でですね、全ての技術が習得できるということにはならないんですけど、公社通じてですね、先輩後輩の関係が築けております。分からなかったら先輩に聞くとか、公社の指導者の方に聞くという体制ができておりますので、2 年間で全て技術が習得できるわけはありませんが、そのような関係性が築けてですね、農業経営を行っているということでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

分かりました。

それですね、僕の身近にある農業といたらやっぱりラッキョウながです。ラッキョウもですね、今年も終わりましたけれども、今年はどうにかある程度の単価の推移でいってですね、ある程度の収益あったがじゃないかなと思うんです。

それですね、高齢者にもなって今年でやめるという方が結構聞くんです。

そうなった場合、できたらですね、漁業と農業、兼業の後継者対策、こういうものを創設できないかなと思うんですが。

斉藤課長、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

澳本議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、研修を行っている事業ですが、国の事業を取り入れてですね、行っております。

その要件としてはですね、年間 2,000 時間以上の農業研修というようなことなんか決まっております、すぐにそのような兼業でですね、農業と漁業というのをですね、できることはなかなか分からないんですけど、国の要綱等を確かめてですね、考えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ぜひとも本当にですね、大事なことなんです。

やはり大方入野といたらやっぱりラッキョウは特産品で、やっぱりこれも伸ばさないといけない。だからその兼業というのがはね、これからもっともっと必要になってくるんじゃないかなと。漁業と農業じゃなしに、農業とほかかもしれん。そういったケースもいっぱい今からまた出てくると思うんです。そういった後継者の対策もね、これからやってもらいたいと思うんです。

ありがとうございます。

それで、2060 年、6,800 人を目標に当町は動いているんですけども、企画調整室長に聞きます。

第一次産業に従事する人たち、この6,800人を維持するために何人想定をしているのか。

それは数字出てますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、澳本議員の再質問にお答え致します。

創生基本計画におきましては、目標値、令和6年度までの目標値として、年間7名の新規就農者。

そして、漁業でありましたら年間1名という目標を掲げております。

また、総合戦略では50人を確保することを目標としております。

6年度までの5年間でということでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

実際に50名、6年間ですよ。

それで十分いけますか。何か、ちょっと疑問に思うんですが。

室長、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、澳本議員の再質問にお答え致します。

第一次産業の事業継承につきましては、農業、漁業、それからほかの商業とかいろいろありますけれども、6年度までの目標としてはこの数字でまずは目指して行って、次期の総合戦略以降につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

次の総合戦略の数字ですよ、できたら今まで以上の数字を目標にですね、しっかりとやっていってもらいたいと思います。

次いきます。

第一次産業の免許、資格の取得です。

特に第一次産業は、この資格や免許が必要不可欠であります。本当に取得に関しては金額も相当掛かります。

そして、漁業の場合、船の小型船舶とか機関士、そして無線。こういうものはですね、高知県でやっているところはほとんどないんじゃないかな。ある程度人数が集まらないと、こういうがはやらないというようになっているそうです。そうするとやはり、宿泊費、交通費なり、遠いところではやっぱり山口県とか広島に行かなければ取得できないという現実があります。

そこで、この免許資格の補助ができないかということ、まず問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員のカッコ2、免許、資格を取得することは特に第一次産業には必要不可欠であるのご質問にお答えします。

議員ご質問における、免許、資格の取得に関する町内水産業関連の補助につきましては、先ほどの答弁での内容でございます、町内漁業就業希望者の方を対象とする、自営漁業者育成事業、雇用型漁業支援事業、漁家子弟支援事業の実施における制度の中で、漁家就労安定対策としまして必要となる免許取得の受講料などを含み、対象経費の2分の1以内を補助する制度がございます。

対象となる免許の種別につきましては、小型船舶操縦士免許、海上特殊無線技士免許、3級海技士免許などになっており、このうち、沿岸漁業におきましては、特に小型船舶操縦士免許が必須であるため、先ほどの就業支援事業を実施する場合には、当該事業研修生が本事業を活用し、免許を取得する場合が多数となっております。

また、個人負担となる残り2分の1につきましては、県内市町村統一での事業実施での内容を踏まえ、町単独での補助金など、一定、ハードルは高いと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

2分の1が補助ということで、これは県の事業でしょうか。

窓口はどこでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

高知県漁業就業支援センターが実施する事業でありまして、窓口の方は、就業支援センターでも海洋森林課の方でも構いません。

以上です。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

分かりました。

それで、まず町のあとの2分の1、2分の1の2分の1でも構いません。やはり町単独で、やはりある程度のことはこれもしないかんがやないかなと。やっぱ後継者はなかなか、自分でこれを全額の2分の1でも出してやるとなったらなかなか厳しい生活にはなってくると思うんです。そういったことも頭にに入れて、まずこれからのその取り組みをやってもらいたいと思うんです。

そして、特に19トンのカツオ船や大型船、さまざまな資格が要るようになってます。

まず、この19トンなどのカツオ船の資格取得、どうにかできないかな。

町単独で、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

議員ご質問のカツオ船などにおける資格の取得につきましては、小型船舶操縦士免許以外に海技士の資格も必要とされ、昨年度の資料によりますと、受講料としておよそ 28 万 6,800 円が必要となっております。

その他、中大型のカツオ船やマグロ船なども同じく海技士の免許資格が必要とされるため、船舶のそれぞれ大きさによりますが、1 隻当たり 5 名から 6 名を超える資格取得者数が乗船していると、関係者より聞き及んでおります。

高額な資格取得費となるために他の産業における資格取得との調整は必須ではございますが、先ほど申しました高知県事業の該当者のみではなく、今後こういった支援制度以外、該当しない方に対しても、資格取得に挑戦する漁業従事者に対しまして、講習にかかる費用の一部補助など、そういったことも含めて検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ぜひとも検討してもらって。

そしてですね、この資格補助に関して、補助制度をきっちりとやっぱり作ってですね、検討してもらいたいと思うんですが。

どうでしょう。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

先ほど申しましたように、現在、該当にならない方が多数資格取得に励んでいる形は十分に認識しております。そういった点も踏まえて、農業、あるいは林業、こういったところにも資格取得の方、あるいは建設業も含め、さまざまな資格取得があらうかと思います。

そういったところも当然、バランスを取りながらですね、今後、検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

そして、農業においてですが、農業にもさまざまな免許や資格が必要になります。

大型の特殊免許なり、牽引とか、ひょっとしてハウスなどでも、ひょっとしてですよ、危険物。指定数以上になったら危険物の免許が必要になると思うんですが、そういった取り組み、補助的な取り組みは今現在どうなっているか、これからどう考えているか。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

第一次産業のうち、農業関係の免許、資格になりますが、乗用トラクター等の農業用機械を公道で運転する場合は、小型特殊自動車免許、大型特殊自動車免許のどちらかが必要となります。

また、農作業に利用するトラック等の自動車の運転にも普通自動車免許が必要となります。

しかしながら、ほぼ全ての新規就農者の方は普通自動車運転免許は既に取得済みであり、先ほどの小型特殊自動車は普通免許のみでも運転が可能なこともあり、現段階では、新規就農者の方からトラクター等の運転に対してですね、資格取得に関しての要望は聞いておりません。

ハウスでですね、危険物とかそういうものの資格が必要ということもないと認識をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

もし、後継者がこういう免許を取りたいとなった場合、農業振興課として対応はできますか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

澳本議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在ですね、黒潮町の方で資格、あと免許関係でですね、補助をするという事業はございません。

ドローンに米の稲作に対してですね、今、農業公社等でドローンを利用をしております。ドローンの方にもですね、操縦するのに免許が要るんですけど、それはですね、中山間直接支払いの交付金等でですね、各組織が免許に対して取得の費用を賄っているということはあるんですが、町の方でですね、事業として免許の取得に対しての補助はございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

分かりました。

林業です。

林業もですね、いろんな土木関係とか調べていたらいろいろ資格必要になってくるんですけども、土木の資格取得に関するやはり補助制度というものも、これから検討も必要であると思うんですけども。

課長、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

林業関係における資格の取得につきましては、代表的にはチェーンソーの伐採等の特別教育が挙げられます。

費用につきましては、1万5,000円から2万円程度と聞き及んでおります。

また、議員おっしゃられる森林土木関係の資格としまして、建設機械の施工技士の資格がございます。

一般的な土木作業にも必須となりますが、種類にもよりますが、2級取得の費用としまして、およそ9万円程度が必要となっております。

いずれに致しましても、土木関係の資格との重複の取得が多く、林業分野単独での費用補助につきまして現在はありませんが、先ほど申したように、全体のバランスを考えた形での検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

とにかくこの第一次産業のこういった資格や、そして免許、本当にですね大事なものです。ぜひとも、こういった補助はできないかいうことをもう一度、町長はじめ、もう一度しっかりと検討してもらいたいなと思います。

3番いきます。

事業承継の問題も大きな問題だと思います。とにかく地元の飲食店や喫茶店、そして小さなお店、そういったところは何と言っても、高齢者や周りの人たちの憩いの場になってきているというのが現状です。

そこでですね、この後継者対策、結構、もう店をやめるところらあが出てきております。

そういった対策は、町独自でないものかということをお聞きします。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは、澳本議員のカッコ3、後継者対策の一環で、同じような取り組みができないか問うについてお答えします。

商工業の事業継承につきましても、経営者が高齢化し、後継者がおらずに廃業していくケースについては、少子高齢化の進展に伴い、今後も増えてくることが予想されます。

現在の支援策としましては、町の産業推進室商工係や黒潮町の商工会に対して相談があった場合、高知県事業継承、引継ぎ支援センターと情報を共有しながら、当センターにつないでいくことになります。

後継者の不在は事業主だけで対応できるものではありませんので、地域全体の問題と捉え、持続可能な地域づくりのため、自治体としての支援も必要不可欠なものであると考えます。

また、現在の経営者が元気なうちに準備を進めていくことが重要になってくると考えますので、事業者の後継者の状況を確認しながら、必要な支援や取り組みにつなげていきたいと考えます。

現状としましては、相談内容によって専門機関や必要とされる支援機関へつないでいる状況にありますので、今後も関係機関と連携を図るとともに他市町村の支援状況等も確認しながら、当町でも対応可能な支援策を探ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

分かりました。

とにかく困ったら、町なり商工会へ相談をしてくれということですよ。

僕思ったんですけども、小さい店とか飲食店、移住者の方たちが結構こういう商売をしています。

何で移住者の方がこんなに商売するのかな。何か、そこになんかのヒントがあると思うんですけども。

室長は、どういうふう to これ捉えておりますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、再質問にお答え致します。

移住者の方が割と飲食店、宿泊店なんかをやってるケース、結構ございます。

やはり田舎での古い建物を生かしたりノベーションを行って、雰囲気を作ってやる事業というところで、魅力を感じていると思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

分かりました。

そういったその架け橋にも、やっぱり町としてきっちりとやってもらいたいなと思っております。

そして、今結構問題なのがですね、地元の飲食店ながです。何年かに1回、食品衛生の関係で書き換えなきゃいけない。その免許が。そういった場合、案外ばかにならんがです。この費用が。

そういった場合、本当に町が2分の1でもいいですので、補助できないだろうか。

実際のところ、今度の書き換えが来たらこの飲食店はもうやめる。そういうところが結構あるんです。

そういった場合、やはりちょっとでもある程度補助してやったらですね、地域の憩いの場。また、せっかくこういう場があるので、1日でも、何日間でも、1年でも2年でも、ちょっとでも続けてもらいたい。

そういった思いで、ある程度の補助はできんかどうかと思うんですが、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

澳本議員の再質問にお答えします。

現状では、そうした継続の分に対する補助についてはございません。

ただし、先ほども一次産業の方でも、免許の方とかそういったところで検討をしていくということありましたので、そちらの方とも調整図りながらですね、バランスの取れたようにはしていきたいと思います。

現状では対応することは、助成がないのでできないということでご理解いただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ないものは、やっぱり作ってもらって。

やはりこの飲食店の人なんかもやはりそこで仕事をしているんですので、第一次産業とやっぱり同じじ

やないけれども、ある程度のことはやっぱり、町としても補助してやらんとやはりいかんじゃないかなと思うんですので、どうかしっかりと検討してください。よろしくお願いします。

次、漁業振興にいきます。

佐賀漁港の水揚げ体制が十分ではないというのは、課長等も分かっていると思うんです。

カツオ船が水揚げをしてから、それこそ魚商人が箱詰めするまでの時間が相当かかる。そうなってくると、やはり魚商人も商売ができない、商売ができないやなしに冒険ができない。それが現実です。実際のところ、愛媛県の深浦港には毎日、今 20 トン、30 トン、ちょっと今年は単価が安いんですけども、毎日揚がっている。

佐賀はどうか。佐賀漁港はどうかとなった場合ですね、日曜日はある程度 10 トンぐらいは揚がると。平日はほとんどない、それが現状です。何でこればあ違うのか、そこをまず考えなければならぬと思うんです。何と言ってもマンパワーの不足です。実際のところ、これは町の問題ではありません。県漁協が抱える問題なわけです。人がいない。

深浦漁港に行ったらですね、もう 10 人、20 人がバーッと船のところにたかってですね、水揚げやる。そして、もう暫時入札をして、もう魚商人がずっと箱詰めをする。

魚商人が言うには、やっぱり勝負ができないというんです。勝負ができないということは、それだけ単価を考えて入札するので、あまり佐賀の場合、冒険はできない。そういう現実が今あるんです。

何とかこの佐賀漁港のこのカツオの水揚げの問題を、町としてもどうにか関わってもらって解決してもらいたいと思うのですが。

今水揚げを行ってもらうために、行政が今何ができるのかを尋ねます。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員のカッコ 1、佐賀漁港の水揚げ体制について、行政が今何ができるかを問うのご質問にお答えします。

議員ご質問における、高知県漁業協同組合の課題全般につきましては、現在、漁業経営体数の急激な減少や、漁業生産量ならびに販売額の減少、漁協に加入する組合員数の減少などに歯止めがかからず、組織全体の運営。また、経営面でも大変厳しい状況が続いていることは、十分に承知をしているところであります。

重ねて、漁協職員のマンパワー不足につきましては、他方、県内各漁協支所でも特に深刻化しており、令和 7 年度から 8 年度の期間において、県内で 20 名ほどが定年退職となり、残る漁協職員の高齢化も顕著となっております。

採用職員における新規補充につきましても、現在の雇用状態からは見込めず、このままでは労務破綻を迎え、結果として、県内漁協各支所機能の維持が困難な状況が予測されます。

こういった現状の中、高知県漁協としましても、今後の展望も踏まえ、この春より幡東ブロック各支所の統合を進めており、現在、重複する事務作業などを集約することにより一定のマンパワーを確保し、随時、在席職員の再配置を行っている状況です。

ご質問内容の町の支援策につきましては、基本的に高知県漁業全体での人事運営体系でもあるため、今後、さまざまな角度より高知県水産振興部を交えた具体の支援策、また制度設計についての協議を進めてまいります。

また、町としましても、町内水産業全般における地域おこし協力隊を含む新規募集を強化し、さらなる取り組みを進め、業務が少しでも円滑になるように、日々の情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

19 トンの船主さんから連絡が来まして、3 回、深浦の方に水揚げをするのを 3 回に 1 回は佐賀に入ったら、何と言っても乗組員の方たちがいったん家に帰れる。そういった時間も必要じゃないかないうことを言いよります。やはり必要不可欠な事です。やはり佐賀漁港に水揚げするということは。

そこでもう一度再質問しますが、課長、どうかこの県漁協に対して、言いにくいんですけども、もう財政的な支援、これはできないかな。

どうでしょう。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

先ほどの回答と重なりますが、高知県漁協のマンパワー不足につきましては、県内の漁協支所において等しくの課題となっており、県域漁協としての早急な解決、また対応は求められております。

他方、今回も含め労働力不足は、町に突き付けられた大きな課題であり、他の産業部門や建設、建築、工場、商店も同様でございます。

町としましても、他の組織としての雇用の問題、また、協議だけではなく側面からの支援、また雇用、労働面からの分析も含め、少しでも解消に向けた取り組みを高知県漁協に提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

副町長、もう一回、その財政的な支援、できませんか。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

やはり他の団体に対する補助というのを、今この場で、できますというお話は到底できません。

かなり財政的な問題もございますし、ただ、今、担当課長の方も申しあげましたように、今、農業、漁業、全ての一次産業も含め、店舗等々も本当に苦しい状況でございます。

その中にありまして、町としてもいくら他の団体といえども、それを無視していくということにはなりません。町と致しましてもできる限りの支援策を考えながら、町の全体の中で考えていきたいというふうに思っておりますので、今、なかなか他の団体に対しての補助ということは難しいということになります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

確かにそうですね。

けども、本当に黒潮町は、この農業に対しても漁業に対しても、本当に積極的に取り組んでくれると思っています。

とにかくですね、この農業にしても漁業にしても、県一になったんですよね。農業の方ですかね。もうこの合併が本当に漁業のために良かったのか。はっきり言って、県の方もこれ、特に県漁協の経営に対して本当に危機感を持っているということ聞きます。本当にプラスやったのか、この合併が。そういうことを考えながらですね、漁業者の方も今操業しております。

とにかくこれからですね、この第一次産業の後継者対策、そしてこういった水揚げの支援、そういった今後のですねしっかりと、また新しい取り組みとして町としてやっていただければ基幹産業である第一次産業はますます衰退するのではないかと考えておりますので、これからもどうか積極的な取り組み、よろしくお願いします。

以上、終わります。

議長（中島一郎君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

皆さん、おはようございます。

今年は当町も、町長選や町議の補欠選、その他にもあるかもしれません。関係する皆さんも、大変な年になると思います。よろしくお願いします。

それでは早速ですが、通告書に基づきまして、3 問ほど質問させていただきます。

まず、1 問目、人口減少についてです。

当町の人口減少に対する対策や子育て支援についてお聞きします。この問題については今までも、いろいろな議員さんも質問しております。今年の3月議会では、宮川議員も質問しておりますので、同じ内容のものもあるかも分かりませんが、よろしくお願いします。

毎年毎年、急激な人口減少対策に、全国約1,700もの市町村や県対応での対策が行われておりますが、どこもこれといった大きな変化はなく、同じように人口減少が進んでいるように思います。

次元の違う少子化対策を打ち出し、医療や介護をどうするか。人口減少について、デジタル化を進めることによってデフレ対策を行っていくなど、政府の対策の補助金、支援金なども一時的なもので全く先が見えないのが現状だと思っています。

他県でも、人口減少問題、少子化問題の中で、今後の評価改善についての問題で、国の施策が子育て支援なのか、人口減少対策なのか、あるいは貧困対策なのか、その効果が限定的であったと評価しているそうです。

また、民間の調査では、2025年に、大学や大学院を卒業する見込みの学生の19.2パーセント、約5人に1人が子どもが欲しくないと考えているということで、その中の23.5パーセントが女性で、理由としては、うまく育てる自信がないといった意見が57.4パーセントで、自分の時間がなくなるといった意見が、

51.5 パーセントと、大半を占めているということです。そのことも、人口減少に拍車をかける 1 つの大きな要因ではないかと思っております。

また、近年は、外国人労働者の受け入れ、つまり、人口減少に伴う労働人口の減少を外国人に頼らざるを得ない状況にあるからです。

黒潮町には、家を建てる宅地が少ない上に、南海トラフ地震のこともあります。そのため、結婚してもほかの市町村、四万十市などへの家を建てて住んでいる人たちが増えているように思います。これからはそんなことにならないためにも、町内の高台にあまり年数をかけないでできる宅地を造り、町内に住んでもらえるようにしていき、黒潮町の人口減少に少しでも歯止めをかける。その一因となるかと思っています。

宅地化についても、全町的な在り方を考えていけば、全然前に進みません。県も今年 2 月の定例会で、地域の実情に応じて対策がとれるよう市町村を支援する、10 億円規模の人口減少対策総合交付金の創設をしたということです。

今後の対応、対策について、お聞きします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは吉尾議員の、現在の当町の人口減少に対する対策や子育て支援につきましてお答え致します。

本町は、黒潮町総合戦略において、2060 年人口 6,800 人を維持するという目標を掲げ、産業、福祉、教育、防災の 4 つの領域について、それぞれ基本計画を定め、各種施策に取り組んできました。

人口増に向けた施策としましては、移住、定住の促進を目的に、空き家バンクを通じた物件の紹介をはじめ、空き家改修の補助、定住促進住宅の整備といったハード面の充実を図り、移住の重要なポイントとなる住居の確保を支援しております。

また、都市部で開催する移住フェアや移住相談会などでの PR 活動、SNS を通じた黒潮町でのくらしの情報発信など、黒潮町に人を呼び込む交流事業の拡大にも力を入れてきました。今年度の新たな取り組みとしましては、定住促進住宅の内覧会の実施や、移住希望者が町内で短期滞在できる、お試し滞在住宅の整備を計画しているところでございます。

子育て支援としましては、子育て世代包括支援センターにて、妊娠期から切れ目のない子育てにつなげられるよう、母親へのメンタルケアなどの取り組みが進めるとともに、子ども家庭総合支援拠点と教育部門との連携を図りながら、子育て支援をより充実させるよう取り組んでおります。

また、本年度からは不妊治療費の補助、医療費の無償化について対象を拡充するなど、経済的負担軽減につながる事業を実施しております。

しかしながら、高知県では、34 歳以下の人口が直近 10 年間で約 2 割減少しており、黒潮町においても同様に、高校を卒業する世代となる 15 歳から 19 歳の階級、そして、25 歳から 34 歳の子育て世代を中心とした若年層の転出超過が見られます。

令和 5 年度末の黒潮町の総人口は 1 万 25 人と、推計値は上回っておりますが、目標値 1 万 904 人には至っていない状況が続いています。

既存の施策や事業の見直しをするとともに、新たな施策の展開を検討する必要があると認識しております。持続可能な人口構造への転換を図るため、県とも目標を共有し、歩調を合わせ、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

今、課長が本当に詳しく、丁寧に説明してくれました。

そして、先ほど澳本議員さんからもありましたが、当町の総合戦略も 2060 年に 6,800 人を目標にしていますが、今の状況ではかなり厳しい政策だと思っております。もっと、ほかにはない思い切った戦略、その実現にあまり時間をかけない。そういった方法を考えていってほしいと思います。

また、既存の施策や事業の見直し、新たな施策も検討しながら取り組んでいくと言っていましたが、先ほども一応は説明がありましたが、その後の取り組みについて再度お聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは吉尾議員の再質問にお答えしたいと思います。

県では、今年度、人口減少対策総合交付金を創設して、特に 34 歳以下の若年層をターゲットとした施策が始まりました。黒潮町におきましても、今年度は、基本配分の方には県の補助事業のほか、不妊治療補助金、及び医療費無償化の拡充施策を充当することとしております。

また、連携加算型の方は各市町村で工夫を凝らして取り組む事業となっておりますけれども、こちらについても、より効果的な施策を展開するため、関係部署が集まって検討を開始したところでございます。

先ほどもありましたように、住宅の確保であったり、子育て支援、それから就労支援などが中心になるかと思っておりますけれども、若者定住増加に向けた支援に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

今日出たこの質問に対する答弁の実行が、なるべく早い段階で実行、実現されるよう期待しております。よろしくお願いします。

それでは、2 番目の学校給食についてお伺いします。

町内小中学校給食費の無償化についてお聞きします。

今まで、これも多くの議員さんより質問がありましたが、人口減少や子育て支援にも大きく影響している原因の一つである小中学校の給食費の無償化。もうそろそろ、何とかしないといけないんじゃないかと。当町も人口が急速に減り、今年度は、小学生全体の人数が約 363 人。中学生が約 168 人になっています。その中で、小学生の給食費が 1 人、1 か月 4,400 円。1 年で 5 万 2,800 円。この物価高騰の中、各家庭にはかなり厳しい現実です。

中学生が 1 人 4,700 円で、年間の小中学生全体の給食費は、約 2,864 万ぐらいになります。しかし、当町の年間 100 億を超す予算の中、もちろん無駄な予算はありませんが、この金額なら何とかできるはずで

また、今年は国の指導で、小中学校の給食費の無償化を交付金措置でどうかと、幹事長が言っていました。四万十町も令和5年度から小中学校の給食費が無償になっております。当町の対応はどうか、お聞きします。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

吉尾議員のカッコ1、黒潮町内小中学校給食費の無償化についてにお答えを致します。

学校給食費の無償化については、学校教育法第16条において、学校給食の材料費に相当する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担することが明記され、なおかつ、本町の学校給食センターの管理運営に関する規則でも、同様の趣旨の内容が明記されているところです。

その中で、国では昨年、異次元の少子化対策への取り組みが打ち出され、今年6月5日には、少子化対策関連法案が国会において成立を致しました。加えて、県内の市町村においても、学校給食費の無償化の動きがあることも承知をしております。少子化問題については国民的課題とも言える内容であり、教育行政を進める上でも、学校給食費無償化については少子化対策のパッケージの中に含まれる一要素として考えていく必要があると認識をしております。

しかしながら、本町の現状において、既に経済的に厳しい家庭については、就学援助世帯に認定されれば学校給食費は無償となりますけれども、全ての児童生徒の無償化については、本町全体における財政負担の問題がありますので、町長部局との調整の中で総合的に判断していく内容であると考えております。

今後は、国の動向や他の市町村の動きなどを注視しながら、現状を踏まえた上での議論を固めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございました。

ただ、今、教育長がおっしゃってくれたことはごもっともですが、もうそんなことを言っていてはほかの市町村に遅れを取ると思います。ぜひ、町長部局との調整、早い目に行っていただいて、なるべく早く黒潮町給食費無償化になるように、やっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、3 問目に移ります。危険な通学路について。

町内の危険な通学路についてお聞きします。全国では毎年、子どもの登下校時に交通事故や危険な目に遭う事案が報告されています。2 年前の国の調査では、全国に危険な通学路が7 万2,000 か所あり、そのときに岸田首相は、再来年春までに対策を完了できるようにすると言っておりました。

そして今年、国が危険な通学路の工事を8 割完了し、残りの2 割を今年度中に、恐らく令和5 年度中だと思いましたが、終了予定のことですがと、言っておりましたが、黒潮町の現在の状況はどうなっているのか、お聞きします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは吉尾議員の、危険な通学路についての対応、対策はどうなっているのかのご質問にお答えしま

す。危険な通学路の点検につきましては、全国的にも対策が行われておりますが、黒潮町では、各学校ごとに毎年夏休みに学校が地域のご協力を得て、実施をしております。

その後、その点検調査結果を教育委員会で集約し、学校、教育委員会、道路管理者や関係者で組織する黒潮町通学路安全対策連絡協議会を開催し、対応、対策を協議し、順次改善対応を進めているところでございます。

吉尾議員のご質問の全国的な対応につきましては、通学路における交通安全の確保に向けた取り組み状況について、令和3年6月に、千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会、学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めてきました。

本年3月末には黒潮町の状況の報告をしておりますが、全国、県の集計は、3月末は現在公表されておられませんので、全国及び高知県の数値につきましては、令和5年12月末時点の取り組み状況を報告を致します。

全国では7万2,568か所ございまして、対策済みが6万6,203か所です。暫定的な安全対策は7万1,026か所となっております。こちらの数値につきましては、令和6年、能登半島地震の影響で集計が困難であった石川県、富山県、新潟県を除いた数値となっております。

高知県では、554か所。対策済みは、426か所。暫定的な安全対策は、521か所でございます。黒潮町の数値は本年3月末でございますけれども、黒潮町では25か所。対策済みは、20か所80パーセント。暫定的な安全対策につきましては、25か所100パーセントの回答を取っております。

暫定的な安全対策のところにつきましては、今現在も工事対応を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございました。

なかなか、危険箇所といっても危険箇所の判断が難しいところはあるとは思いますが、子どもたちが安心して通学できるよう、お願いします。

それと、最近、親が車で送り迎えが多くなっているような気がします。学校によっては、登下校時の車の時間帯が一緒になって学校周辺の道が混雑し危険なときがあるようですので、またそのへんもよろしくをお願いします。

これで質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10 時 20 分

再 開 10 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは質問を致します。

質問の順番は3 番です。

1 番のですね、町長の姿勢について質問致します。

農業離れが続く中、どのように取り組み、活路を見いだしていくか。

地域計画などについて、姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

矢野昭三議員の1 のカッコ1、農業離れが続く中、どのように取り組み、活路を見出していくか、地域計画などについて姿勢を問うについてお答えを致します。

地域計画については、令和5 年12 月議会でもお答えさせていただきましたが、令和4 年5 月に公布された農業経営基盤強化促進法の一部改定に基づき策定することとなっており、地域計画は地域で話し合いにより、目指すべき将来の農地利用を明確にするものです。

黒潮町でも、昨年の11 月から12 月にかけて、それぞれ7 地域で座談会を開催しました。

また、4 月からは、耕作者、地権者へのアンケートを実施しており、現在取りまとめを行っているところです。

今後の予定としましては、アンケートを取りまとめたものを地図にして、今年11 月中に、地域での座談会を再度開催し、令和7 年3 月に地域計画を策定していくこととしています。

なお、昨年実施した座談会でも、農家の高齢化、後継者不足、用排水路や農道の維持管理、農産物価格、特に原価の低迷、鳥獣被害増の多くの課題が出されました。

また、地域の目指すべき姿としては、I ターン等の新たな担い手の確保、育成。担い手や集落営農への農地の集積、基盤整備等の推進等が出されました。

黒潮町としましては、アンケート結果や座談会での意見を大切にしながら、地域計画等で出された課題解決や地域の目指すべき姿の実現を目指し、関係機関や地域と協力しながら、各種事業を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

計画策定についてご意見をいただく、積み上げていくというのがは当然必要なことで、今答弁いただいた答弁の中の項目についても、それはまあ至って常識の範囲であると考えておりますが、こと問題はですね、ちょっと町の資料を拝見すると、令和4 年の諸物価を100 とすると、令和5 年では2 割弱の諸物価の伸びがございますね。高騰です。

で、当時、平成4 年の大方町 JA の販売を見ましたら30 億3,300 万余りですね。

令和5 年度では17 億ですか。伸びとしては0.56 で、諸物価の伸びから見たときに、町としての伸びは半分に低下しておるということで、これは反比例の状態ですね。

キュウリを見ましたら、7 億4,200 万ですか。平成4 年が7 億4,200 万、令和5 年が5 億8,800 万。こ

れも 0.79 という伸びですね。単価的には、平成 4 年が 364 円。これはキロ円ですね。令和 5 年が 350 円と、これもまた 0.96 と 1 を割り込んでおりますね。

米を見たときに、平成 4 年が 9,100 万、令和 5 年が 1,800 万。これは 2 割になってますね。単価的には、平成 4 年が 205 円、令和 5 年が 107 円。0.52 という数字が出てまいります。このようにですね、これ、個々の農家のものということではないんですが、こういった状況の中でですね、まず一番問題になるのは、農家個々の可処分所得がどうであるか。さまざまな計画は計画で、法で規定されておりますので、それは作らないけれども、作ってその結果、農家にとってそれがどうなのか。可処分所得は増えていくのか、減っていくのか。ここが大きな問題と、私は捉えております。

だからね、地域計画策定するについてもですね、黒潮町農業行政がどうであるかというのは、何で農家が減っていくのか。ここのへんを十分考えた、分析した上でこの計画策定をしないと、これは農業離れが止まらないうと、そんなふうを考えております。その根幹の部分は何なのかと。

昭和 36 年にですね、農業基本法が制定されておまして、そのときの目的もですね、農業従事者が所得を増大して、他産業従事者と均衡する生活を営むことを期し、もって、農業の発展と、農業従事者の地位を向上させるという理念を掲げた、ということになっておりますよね。

問題は、以来ですね、36 年からこっち、ずっと農業離れが続いておまして、最近では、この法律の計画の終わらんうちに、また新しい法律を作って、国は。これはなかなか、市町村行政もたまらん。しかし農家がまたたまらん、という状況になってきておりますわね。

ここらあたりを考えないと、特定の一つの計画だけ見て、それを虫眼鏡のような形で見ていく、それも大事なことですが、全体としてどうなのかと。農家個々についてですね、高齢化の問題。それは、後継者が高齢化し、新しい新規参入される方が極めて少ないという状況があつて、現実はまだ私が言うまでもなく、皆さん日々、目にしておるということでございますので。

そこらあたりを踏まえてですね、地域の方たちの意見は大事なんだけれども、黒潮町としての方向性はどうかという、そのへんが大事であろうかと思いますが。

その点について、何かお考えございますか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

矢野議員の再質問にお答えさせていただきます。

矢野議員もご指摘のとおり、農業、とりわけ高齢化がありまして、離農する農家と比べてですね、新規就農者が少ないというのはおっしゃるとおりです。

創生基本計画アクションプランでもですね、年間 7 名を目標にして新規就労者取り組むということにしておりまして、令和 5 年の実績ではですね、6 名の新規就農ということになってはいますが、黒潮町農業公社等とも連携をしながら、新規就農の獲得、新規就農の推進を進めていきたいと思っております。

また、農業所得の向上ですが、黒潮町ではですね、施設園芸が盛んでありまして、施設園芸に対してですね、ハウスの新設や収量増加のための環境制御の技術を推進していくというようなことなんかしておりますので、まずはですね、収穫量を増やすというような取り組みを続けていってですね、農家の所得向上につながっていければと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

3 年前ですかね、私ここでも質問したんですが、肥料、農薬、資材等々、おおかた倍になった。新聞等で非常に報道されて困った問題であるということが提起されておりますが、農産物価格を見てもですね、そんなに上がったような情報は、私は知らないんですよ。

この上がったことに対してですね、私はどうしていくのか。農家の話を伺ってもですね、1 度上がったものは下がらん。こういうお話をされております。

ほんで、先ほど言ったように、諸物価は上がっていったらいいですよ。諸物価は上がっている。だけど、価格は上がらない。販売価格は上がらない。反対に下がっている。米価なんかね、もう半分。その中で、どうやって農業をやって、その経済活動が回していけるのか。最後は、生活をどう維持していくのかという問題に突き当たるわけですね。

これ、肥料とかいうことについたら、黒潮町だけで解決できる、できないということは、それは私も理解できますが。理解できるんだけど、このままでは新規参入者ができない。期待できない状態になっていくという恐れがあります。

それは、どのように打開していこうとするのか。

お尋ねします。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

矢野議員の再質問にお答えさせていただきます。

最近ですね、資材価格等高騰しているというのは承知をしております。

黒潮町の方でもですね、国の肥料価格高騰に対する事業にですね、上乗せをしたということもあります。

また、令和 5 年、6 年にはですね、ハウス整備事業といいまして、ハウスの修繕に対する補助なんですけど、それをですね、令和 4 年度までは 4 分の 1 であったものを、令和 5 年、6 年度は 2 分の 1 にかさ上げを行う支援なども行っておりまして、物価高騰、ハウスの資材等も高騰しておりますので、それに対して支援をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それで、どの程度、農家の経営が楽になりました。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

個々の農家でどのくらい経営が改善されたかというのは、事業によってですね農家の方々も、ハウス整備事業を 4 分の 1 から 2 分の 1 にかさ上げたんですけど、個々の農家によってですね、事業費なども異なりますので、個々の農家でどれくらい支援につながったかというのは、個々、いろいろあると思います。

またですね、高知県の方でも資材価格高騰してるんですけど、環境制御技術をいうものを利用してです

ね、高収量を目指すという取り組みをしています。

農産物価格の上昇というのは市場が決めるものですので、なかなかコントロールできないんですけど、収量も取れるかどうかというのは個々の農家の腕であったりですね、設備だと思います。

黒潮町の方もですね、最新の技術を取り入れてですね、収量を拡大をさせるということで、農家の所得向上につながればというような支援を行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君

12 番（矢野昭三君）

課長のええ答弁いただいたいう、個々の技術力によるという答弁は、まさにその部分もあろうかと思えます。が、それだけではね、やっぱ困るわけよね。全体として減っていくわけですから、そこへ逃げ込まれると、じゃあ、多数においでるんですよ。農家というのは多数おいでる、皆さん。多数が困る。だから、そこを踏まえた政策をして立案していただきたいわけですので、この今のところはそれでいいんですが。

これ見よっでもですね、この計画ですよ。今言いう計画は、地域の目指す姿としては、将来の姿はもとより、農地の集積とか担い手の確保とかですね、そういったことは大きな項目としてあるわけです。

それだけではね、どうも農業者から見たときに、不十分ではないかなあ。やはり価格の問題が出てくるんですよ。それらを踏まえた、この地域計画ですか。私は作るべきではないかなあと。そこが、黒潮町としての農業振興に対する姿勢であろうと思います。

そこですね、もう一つ。

とにかくね、この国が法律をどんどんどん改正、作る、新しくする、改正するの繰り返しで、それだけ農業に対する、どう言いますかね、力を入れないかんという、そこは分かるんですけど、今年の5月29日にこれ、食料・農業・農村基本法ですか、これ参議院で可決、成立しましたので、この中にもですね、またですね、多分来年度あたりから、この計画作れということになってきますよ、これ。

ほんで、今やりゆう計画が終わらんうちに、またこんな法律作ってまたやりゆう。それは市町村の責務ということがきっちり位置付けられておりますので、条文の中へ。これをまだやらないかんがですよ。

で、この中でも、この計画もやれ言うけど、価格の問題については何も規定されてないですね。価格をどうしていくのかということは。農家の手取りを、言い詰めたら農家の手取りをどうするかということが必要なんですけど、この中にはないように思うんですね、新聞見ても。そこばかりはですね、どうしていくのか。これえらいことだなあというところへ来ておるんですが。

少しですね、救われるところは、中山間地域などの生産条件の不利、補正などいうたら、その点の見出しが、概要のところであるんですが。それらを踏まえてですね、私は先を見越した状態で、今回のこの計画を作っていくことが、よりさまざまな農業振興を進める上でもいいんじゃないかと思ってるんですが。

ここらあたりは課長、新しい法律がでただけで大変申し訳ないけれども、情報提供は今まであったはずですね。いきなり法ができるんじゃないしに、2年前とか1年前から情報提供もありよったはずですが。

ここらあたりは、町長じゃない、課長が立っておるので課長に言いますけど、これ農業を守るという観点に立ってですね、課長、どのようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

矢野議員の再質問にお答えさせていただきます。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律がですね、令和6年5月29日に成立を致しました。

背景としてはですね、近年における世界の食糧需給の変動や地球の温暖化の進行、あと、また我が国の人口減少、その他の食料、農業、農村をめぐる諸情勢が変化したということでですね、食料・農業・農村基本法の一部改定が行われました。

法案の概要としてはですね、食料の安全保障の確保であったり、環境と調和の取れた食料システムの確立。あと、農業の持続的な発展、農村の振興などが書かれております。

黒潮町としまして、国の法律に沿ってですね、農業行政を展開していく必要がありますので、具体的にこの法律ができたからといって、今時点ですね、どのように行えるかというのはまだ分かってないんですけど、国の方から、この法律が変わったということで、各種政策や事業等、来ると思いますので、黒潮町としまして国の事業を活用してですね、今後取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

課長が言われることも分かりますので。

それで、要は、可処分所得をどうするか。結論はそこやと思うんですよ。それを上げるためにですね、私は頑張っていたきたいなあと、そういうふうには考えて、質問を重ねておるわけですが。

とにかくね、法がどんどん変わること何ともならんと思って私なりには見よるがですけど、町としての方向性を示すものが当然必要ですので、その中にはね、所得の可処分所得の向上ということはね、きちっと盛り込んでいただきたいと思うわけですよ。構想を示さないかんことになってますので、町は。それは、今やりゆう計画の中へ入れても何ら問題のない話で、できることは先手でやっていく必要があろうかと、そんなふうに思うわけです。

それで、農地法の改正があり、それから農振法の改正があり、農振計画はまだできちょうらん。まあ言うたら去年の予算であって、この地域計画を今まだやりようところで、息をつく間がないような体制の中で、職員が頑張っておるというのは私も分かりますよ。

そこで、町長これね、農地法見よってもね、やっぱり農地の遊休、法律上は遊休言うけど、本来はもう荒廃農地に大部分がなっておるわけで、この農地法らあ見よってもね、そういう遊休農地については毎年、全ての農地を調査しなさいと。ほんで、それが1年以上にわたってそういう状態にある場合は、土地の所有者に対して、その農業をどうするかという意味を確認しなさいと。土地の所有者いうてもさまざまですので、それは戸籍なんかを取り寄せて、町長が確認していくということもできるわけですね。

こんな状態の中でですね、私はおると、その繰り返しを全部やらないかんがですね。土地の所有者は誰ですかとか、今後どうしますかとか、農地台帳を作りなさい、それを公表しなさいとか、そういったことが規定されておるわけです。法律で。

今、課長の答弁聞いても、なかなか大変なことは私なりには分かっておるんですけど、町長の姿勢としてですね、この農地行政、どのように取り組んでいかれるのか。

人事と予算は町長の方でやってますので、その取り組む姿勢をお聞きしたいわけですが、いかがですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

矢野議員が申し上げたように、この計画が次から次へ出てくることについては、全国の自治体も非常に困惑して、農業だけじゃないですけど、できるだけ計画は少なくせよというふうな要望は、地方6団体の方では既にやっておるところでございます。

町における地域計画もまだ作成中の中で、食料・農業・農村基本法も立てて、また計画も作らなければならないと、非常に市町村の義務としては大変な条件には間違いないがないわけでございますけれど。その中でもやはり、農業の衰退、この課題は非常に大きな問題だと捉えております。

これまでも申してきましたように、後継者不足、そして離農者の増大。今回の基本法の中で、特に言われているのは農業の多様性。多様性について触れられておりまして、専業農家のみならず、多様な職業にあるのが農業ですということにも、加えての一つの展開になるんじゃないかというふうに思っております。

それから、後半に議員がおっしゃられた農地法の問題、農地法の30条、32条に係る問題だと思うんですけど、これは遊休農地と非農地の問題でございますけれど。当町においては、遊休農地の調査は平成29年に調査しておりまして、それ以後、遊休農地の方は出ていないと。

調査の方は、法に基づいてやっておるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

その遊休農地を調査やってあと、あとその地権者を確定して、じゃあ今後、その土地をどうされますかという、そういうことのやりとりが必要なんです。それで、農業を続けるのか続けないのか、どっかへ委託するのか。そういう意思表示を確認せないかんがですね。

そこへいくまでには、地権者を確定する必要があるんですよ。それが、もうほとんど不在地主がだいぶおいでるので、戸籍でも取って確認していくしかない。

最近、国内的に大きな問題になったのは、不在地主とか相続未了とか、そういったようなことも法の中にはあるわけですし、それを今度いちいち確認せないかんがですね。往復文書、不在地主の場合は往復文書でやるしかない。

そして、それらの土地を、台帳上、あるいは地図を作って公表するものとする、こういうことなんです。で、そのへんの事務はね、私大変なことだなあと思って見てるんです。何かと忙しい中、人と予算のある中でですが、けんど、法律に規定されたことはやらないかんがですね。法律に規定されたことはやらないかん。することができるじゃなしに行うものとする、こうなっちゃうもんで。それがまた問題は、地方自治法245条ですかね。干渉の問題がありますわね。技術的助言じゃいようけんど、あれは最終的には国の言うことを聞けの法やき、それはどうしたちやらないかんとなっちゃうがですよ。そこのあたりを踏まえてですね、それをするによって、私は農業の農家の暮らしぶりが少しでも良くなっていくというように考えておりますので。

そこをね、町長、もう一回ご答弁いただきたい。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

矢野議員の再質問をお答えしていきます。

公表については農地法 52 条になるわけでございますけれど、それぞれの法律に基づいた取り組み手続きというのは、農業委員会通じてきちっとやっております。

さまざまなものが困難な状況にあって、全国自治体同じような状況で悩んでおるとは思いますけれど、公表につきましても地番図と地図のデータ連携をしながら、ただ、連携がですねまだ 100 パーセントできていない。それは随時、進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

いろんな課題がたくさんある中で、今回は農業について取り上げて質問したわけですので、それぞれ決められた予算、決められた人員の中でやっておりますので、一気にというわけにはいきませんが、徐々にそれは進めていっていただきたいと思います。それは町長がこの前の議会で答弁いただいたように、農業は重要な産業ですという言葉は私は信頼しての質問でございますので、今後の取り組みを期待しております。

次へいきます。

この 2 番のね、学校敷地などについてという質問事項ですが、その学校の敷地、樹木などは、教育の場にふさわしい管理をしているか問います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは矢野議員の、敷地、樹木等は教育の場にふさわしい管理をしているか問うのご質問にお答えします。

学校敷地内の設備、樹木等につきましては、日ごろは学校長が管理をしております。

危険な箇所や修繕を要する場所、また、樹木伐採の対応が必要な場合は学校長から報告を受け、予算を確保して、軽微な修繕は学校で行い、軽微でない場合は教育委員会が対応を行っております。

各学校の状況を把握する中で、教育委員会が主導して調査を行い、必要な対応を行う場合もございます。

相当年数経過している地域や PTA から寄贈された施設や樹木等につきましては、適切な管理となるよう、地域の皆さまから経過を教えていただくなど、ご協力をいただきながら管理をしておりますことに感謝しております。

今後におきましても、敷地、樹木等が教育の場にふさわしい環境であるよう、学校、教育委員会の意思疎通を図り、管理を行ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは、学校の方から連絡がない場合はどうなりますかこれは。もう、その外から見たときですよ。

町内で私、連休明けにずっと、町内の小学校をずっと外から拝見しました。で、その整備の仕方に違い

がありますね。それはね、私はおかしいと思う。公平の原則から言うて。

やっぱりね、ひとつね提案型の質問なんだけど、教育委員会の方で、ずっとぐるぐるっと回るような、一学校一校長がいくとばらつきが出るんですよ。どうしても。一気にですよぐると、まあ一日やれば回れますよ、町内。それを見ていただいて、各校、まあまあこれやったら公平にできちゃうねと。そういうようなものも、私は必要だと思うんです。

それにはですね、評価基準のようなものを作ってですね、それ点数付けていって、ぐるりっと回って、それがふさわしいかふさわしいかないかが、基準ですよ。それを見ていただいて。1人が行っても、またこちらの人が行ってもでは、ばらつきが出るんですよ。

だから、ぐるりっと回るような、そういうふうな評価基準みたいなものを作ってですね、その教育の場にふさわしい施設かどうかということを決めていくというか、ふさわしいかどうか、その在り方ですね。何とか私はすべきことであると、連休明けに回って、私自身が感じたところです。

その点について、答弁願います。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

矢野議員の追加質問にお答え致します。

敷地、樹木等の環境整備につきましては、より良い環境整備を整えるとともに、幼児、児童生徒の生命、財産を守る観点からも、大変重要であると認識をしております。

今後も、各保育所や、学校とは意思疎通を図りながら、子どもたちにより良い教育環境が整備されますよう努めてまいりますとともに、今後以降は、必要に応じて教育委員会の担当者による目視等の確認や見守りを行ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

はい、分かりました。

次、3 番へいきましてですね、防災についてですが。

前回は質問したところですが、やはり前回以後、あちこちの地震等の問題があつて、新聞、テレビ等の報道なんかを見てもですね、やっぱりここでもう一回確認していく必要があるなと思ひまして質問するんですが、防災についてですね。

佐賀支所の機能は南海トラフ地震津波より不能になるため、保健センターで代替機能確保を図る方針だが、事務機器などどのように設置するか、問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは矢野議員の、南海トラフ地震の際の支所の代替施設である保健センターの事務機器等の設置のご質問にお答え致します。

黒潮町地域防災計画では、町内に災害が発生、または発生する恐れがある場合において、町長がその必要を認めるときは、本庁舎に災害対策本部、佐賀支所庁舎に災害対策支部を設置することとしています。

また、地震及び津波災害については、庁舎が被害を受けることが予測されるため、支所庁舎については、拳ノ川にある総合保健センターを代替施設としています。

事務機器等については、保健センター内にあるものを活用し、大規模災害時職員初動マニュアルにより設置することとしています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

そのですね、その事務機器は現在設置してあるものを使うということは、それはそれでいいですけど。

例えば、住基とか戸籍、そのほか何が、さまざまなものが必要になってくると思うんですが、それらが利用できるような状態になっておるかどうか、そこが問題なんですね。

そこらへんはどうなんですか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

光ケーブルがつながっている場合におきましては、保健センター内でも住民票や印鑑証明書等は発行することが可能です。

しかしながら、戸籍につきましては専用端末等が必要なため、現状では発行ができる状態とはなっておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それは秘密を守るといふ、その責任は極めて大きいものがあるので、ある程度は理解する部分もあるけれども、その災害なんかが発生したときには相当な犠牲が出るわけですよね。今の想定の中では。

そうすると、その不幸にして亡くなられた方とかいうファイル分けが、何かそもそも身近い方が近くにいない場合には、遠隔地の場合は何らかのことを調べて連絡する必要なかも出てこようかと思うんですが、そういったことは、その戸籍がなくてもできる状態なんですか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

亡くなられた方の身元の確定等々につきましては、遺体安置所等を設置致しますので、そちらの方に、警察や歯科医師の方、そういった方々の協力を得ながら身元を確定し、また、ご遺族の方等への連絡、そういったものも行われるものというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

戸籍がそこで取れないということが、佐賀の場合は浸かってしまうので、そこは駄目になるでしょう。

残念ながら不幸な問題が発生したときにはですね、そういった戸籍なんかを頼っていかなあ、警察に戸籍があるわけじゃないですからね。だから役場の戸籍で、その親戚縁者いいですかね、そういう方たちに連絡を取るしか方法がないのではないかと思うわけですが。だからそのことに対してどのような対応されるのか。前回言ったのは、佐賀とこの入野との間では大体 25 分くらいですかね。時間にして。平時で。地震津波のときは、恐らくともに通れないし車もない状態の中ですので、大変時間的にも困る問題が発生しますわね。そういう面があるので言っとるんですが。

そこで戸籍が取ればいいけど、そういう、連絡を取るために大変、現状においてもなかなか難しい状態。災害発生時いうたらなかなか大変な問題があるわけですが、そのあたりは、どのような手段、方法で連絡を取っていくのか。今、そこにないという話があったき質問しゅうがですよ。

どのようにされます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

データのバックアップにつきましては、本庁舎で全てバックアップをしておりますので、こちらの方には戸籍等々のデータがある、本庁舎の方にはデータがありますので、そういったものを活用しながら、そういう身元の確定とか、そういったこととしていきたいというふうに考えております。

支所と本庁舎の間では、衛星電話であったり衛星での通信機器、そういったものも備えておりますので、そういったものを活用しながら、情報共有をしながら活動をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

ちょっとね、ここの衛星データ言われてもピンとこんがですけど。

その光ケーブルが使えなくなる、あることを前提に考えているんだけど、この地震津波のときには光ケーブルは遮断されると思っちゃうがですよ。使えなくなると。その震度 7、多聞以上を想定した場合ですよ。7 でもじゃけど、消えてしまうやろうと。そのときに、ここでバックアップできる体制があるいうても、ここの距離が大変な距離なんで、そこまともに行ったりきたりの連絡じゃいうのはどうやってするのか、私はちょっと想像ができないもので、それで質問ゆうがです。

衛星何とかいうものでやれば、それが完璧にできるということであれば、それはそれで結構なんですけど。

そこをね、確認させてください。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

本庁舎の中には戸籍の情報があります。ですので、支所からの衛星電話や衛星を使ったデータのやりとり、そういったもので情報を共有しながら、支所、本庁間のデータ共有を図り、うちの本庁舎にあります

戸籍の情報等を照合しながら、支所の方に情報を送るというようなことをしながら、対応をすることになるかと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

その支所が、波で使えなくなるんですよ。支所が波で使えなくなるんですよ。

だから、どうしますか、どういう手法でやりますかということをお聞きしようがです。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

失礼致しました。支所というのは支所の代替機能である拳ノ川の保健センター、そちらの方と衛星通信、そういったものを使い情報共有をするようにしています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

分かりました。

それでは次へいきまして、4 番、伊与木川改修について質問致します。

佐賀庁舎の西側、伊与木川左岸から県道佐賀橋付近まで、消防車進入路の計画を策定していましたが、進捗を問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、伊与木川の改修についてお答えを致します。

消防車進入路の計画についてですが、幡多土木事務所に問い合わせを行ったところ、平成 10 年度当時の計画としては、佐賀庁舎西側から県道佐賀、佐賀橋付近までの伊与木川左岸河川内に、多自然型川づくりを取り入れた防火用道路の計画が作成されていたとのことです。

しかしながら、この計画は公共事業の採択がかなわず、予算的にも多大な費用を要することから抜本的な整備が難しい状況にあったため、平成 22 年 10 月に、両岸の堤防高の確保、既存堤防のかさ上げ、管理道の拡幅及び、防火用道路 3 か所について、新たに計画を作成し、平成 10 年作成の計画について見直しを行ったとのことです。

その際には、関係地区の区長さまをはじめ、当時の産業建設常任委員の議員の皆さまや漁協の佐賀統括支所長さまに出席いただき、説明会を開催し、ご理解をいただいているとのことです。

以降、平成 22 年度に作成された計画により、左岸右岸のかさ上げや、左岸管理用道路の拡幅工事が行われ、同時に、管理用道路から河川内放水時基地へ消防車両の進入可能な進入路の改修も行っており、その進入路の整備が、平成 10 年度当時の計画にあった防火用道路に代わるものであると伺っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

計画変更になった経過が一応分かりましたので、これはこれで良しとしておきます。

それでは5 番目のですね、辺地対策について質問致します。

令和6 年度の事業はどのような計画か、取り組みを問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の、令和6 年度の事業はどのような計画かにつきましてお答え致します。

現在当町では、鈴地区、熊野浦地区、馬荷地区が辺地に該当しており、まず、馬荷地区については、町道馬荷線の町道改良事業を進める必要があることから、5 年間の計画を策定し、令和3 年9 月議会において承認をいただいたところです。

今年度につきましては、町道馬荷線道路改良事業、カバノキ橋改良事業、町道大井川馬荷線道路改良事業を実施する計画となっております。

また、鈴地区及び熊野浦地区におきましても、今年度、辺地対策事業債の対象見込みの事業に着手する予定となっていることから、県との間で辺地債の起債に対する同意に係る協議を進めているところです。

その同意を得られるのが例年9 月末となっておりますので、それに合わせ、5 年間の総合整備計画を策定するとともに、9 月議会において承認の議案を上程したいと考えております。

なお、今年度実施を計画している事業につきましては、町道成又熊野浦線道路改良事業、町道熊野浦海岸線道路改良事業測量設計、ヒジロケ谷橋改良事業測量設計、ウタノハエ橋改良事業測量設計となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

前向きにやっておることはいいと思うんですが。

この県との協議ということで今答弁いただいたんですが、これ、協議はあくまでも協議ですので。

その協議の見通しですね、これはどのようにになりますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

協議の見通しですけども、その見通しが得られるのが、例年9 月末ぐらいとなっております。

それに向けて、作業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

私の方としたら、今、努力してくれゆういうが答弁で分かりますけど、住民側としたら、脈がこじゃんとある、手応えがこじゃんとあるようなお話をいただきゆうのか。それはもう、県も市町村が言うてくるきいう顔で、その協議に応じてくれようのか。そこらあたりがね、うんと違いますわね。

しばらくやってないですよ。事業そのものは。合併のときからやってない。そのへんを踏まえてですね、強く訴えていってほしいと思います。

特にですね、今回、専決処分の報告いうのがあったんですね。これは荷稻鈴線。ここも辺地の地域なんですけど、辺地といわれる地域なんだけど。これはパンクした、車両損傷と書いてあるので一概にパンクということではないかも分かんなんですけれども、この荷稻鈴線も落石がうんとあって、前々からパンクが多くて困っちゃうと。ほんで、ここの鈴へ行くには2つの路線があるんですけど、一度私がこの目で行き当たったのは、あったかふれあいセンターの車がパンクして困っておったと。ちょうど携帯電話が電波の通じんところがあってですね、そこで困っておった。それ行き当たりました。鈴の方に伺うこと、だいぶパンクをしておるけれども、それがね、どうもこちらの行政の方へその情報が着いてないかも分かんないと思って考えたんですよ。

この専決は、たまたま一つだけだったのか。それ以外のこともあるけれども、地元の人は遠慮してよう言わんのか。そのへんのね、地元の人がよう言わんいうことを、私は心配しようわけだけでですよ。

これは不幸にしてこういう事故があったということで、それは損害賠償せないかんねいうことが分かりますが、地元の人はね、もっとたくさんやってますよ、パンクを。私も一度やりましたので。石でやりますとね、修理が利かんですよ。タイヤの取り替えなんですよ。

で、そうなってくるとね、大変なもの入り、お金が要るので、それらを踏まえてですね、頑張っ取り組んでもらいたいと思うんですが。向こうから言うてくる連絡待ちとかいうことやなしに、こちらから積極的にですね、県の担当の方へ出向いていって、この計画を認めていただくようにですね、取り組んでほしいと思うんですが。そのへんの姿勢を、どうなっちゃりますろうか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

現段階では、あくまでも事務レベルで対応しておりますけれど、必要に応じては、また私の方も、県の方へ積極的に働き掛けていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

やはり町長の最後の一言は、聞いたら、住民は喜びますわね。ほっとする。

そういうような形で取り組んでいただいたら、より黒潮町も良くなってくると、こんなふうに思います。

この前から言うたように、地域の区域、辺地の区域の見直し、それについても先の議会では、ちょっと何とかなりませんかねということを質問しておりましたけれども、その後、どのような取り組みになっておりますろうか。

これはそれ以外のところ、今辺地といわれるところ以外でも、道路が悪いとかその他のことで、いろい

ろと生活に苦勞されておる方々がおいでしますので、そういったことの取り組みはどのようなになっているのか、お聞きます。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回、熊野浦と鈴につきましては、これまで鈴地区、熊野浦地区別々でしたけども、鈴、熊野浦地区が合算して、同じエリアで一つの辺地として申請を上げたいと考えております。

そのほかにもいろいろ、町の状況であったり、人口の人の動きが変化してまいりますので、その都度、状況を見ながら、有利な起債を使えるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

ちょっと違うんです。それはやることは結構やけど、それ以外のところで。

例えば、中ノ川が過去においては辺地へ入っちゃったわけ。中ノ川。だけど、何らかの事情でのいた。けど、そういったところを踏まえてですね。

それから、中ノ川に限らんですよ。町内的には、山間部に入っていけばいろいろと生活にお困りの方がおいでるので、そういったところを踏まえた見直しが必要ではないかと思って、先の議会から発言した経過があるんですが。

そのへんの見直しというのは、やってきておりますろうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

先ほども出ましたように、中ノ川地区とか、かつては辺地に該当になっていたものがなくなったりとかいうことがございます。

そのほかにも、町内全域を見まして、地区をいくつか隣り合わせの地区を合わせて辺地として申請するということは、いくつか可能なところもあるかと思いますので、引き続き、見直しに向けて作業を進めたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

前向きにやっていただくということを答弁いただいておりますので、それは期待しております。

これは私だけでなく、辺地に住む皆さんの期待がそれだけ高まっていくわけでございますので、その期待に応えていただきますことを務めていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 33 分

再 開 13 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

皆さん、こんにちは。

ちょっと昨夜から微熱があるもので、こんな場所で何ですが、簡潔な答弁の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今回は 3 つの質問の方を構えらしていただいております。防犯対策、防災減災対策、子育て支援についての 3 本でございます。

それでは早速でございますが、通告書に沿ひまして質問の方に入りたいと思ひます。

1 番として、防犯対策についてであります。

町内で不審者情報があり、現在も犯人逮捕には至っておらず、小学生の登下校時には、地域住民とパトロールカーによる見守りが続いております。これ、今も続ひてる状態ではあります。一部ですが。

子どもたちや町民の安心安全、それ以上に命にかかわる事象でございますので、町の考え、対応について聞きたいと思ひます。

これはですね、5 月 22 日になるんですが、発生は。不審者が出たということで、小学生 5 人が下校時に、5 人は固まってやなくて少し離れ離れというか、の状態だったらしいんですが。ナイフと鉄砲のようなものを持った男、男性だったようです。撃つぞっていうふうになわれ、慌てて逃げ、自宅に帰ったようなんですが。家族にそのことを話して、この事件が発覚したことのようなんですが。

この 5 人の小学生の中にはですね、1 年生の生徒さんもおられたということで、そのときの恐怖はほんとトラウマになるんじゃないかというふうなショックも受けたんであろうと推測は容易かと思ひます。

自分たちがね、大人が守っていかないとはいけない。特に子どもたちをですね、守ってあげなければならぬと、当たり前のように思っております。

先ほど言っただように命にかかわることですので、より真剣な答弁の方をお願ひしたいと思ひます。

カッコ 1 と致しまして、町としてこのことをどのように受けとめたか。

聞きます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の、今回の不審者情報を町としてどう受け止めておるかのご質問にお答え致します。

今回の不審者情報は、5 月 22 日に小学校の児童が下校中に、男性に追いかけられたというものです。

その後、警察の巡回やこどもサポートセンター、学校、保護者、地域の皆さまによる見守り活動が行われ、不審者の目撃情報はありません。

町の受け止めとしまして、今回は幸ひにも児童にけがなどはなかったものの、子どもたちは大変怖い思

いをしたことと思います。このような事態が二度と起こってはならないと認識しています。

犯罪のない黒潮町のため、町の役割として、町民等への啓発として、意識の高揚を図るための啓発、情報の提供、主体的な防犯活動に対する支援、犯罪のない地域社会のための環境整備や安全確保などが考えられます。

今後も、警察署など関係機関と連携し、安心して安全なまちづくりを推進するよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

ご存じかと思うのですが、それからこの騒動というか、このことにはですね続きがありまして、翌5月23の日なのですが、郡内の市の方でも同様の不審者情報があつたようであります。

そして、翌24日、この日にもですね、郡内の、これは町の方でも、不審者情報があつたようです。22、23、24と、3日続けてのですね、どうも不審者が。こんな言い方はあれですけど、黒潮町を皮切りに点々とまたいで、同じような行動を取つたようながですよ。

これはですね、もう重大事件につながりかねない重大なこと、事件だと思いますね。

このことを課長、ひょっと認識というかお聞きになったでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

このたびの経過も含めて、教育委員会の内容についてお答えを致します。

5月22日の不審者情報につきましては、教育委員会が状況を把握したのは4時30分ごろでした。

この後、情報を集約し、町内小学校、中学校に情報共有を行い、学校から安心安全メール等で保護者に周知いただくことと致しました。保育所にも情報共有をしております。

翌23日には、情報収集、整理を行い、24日に、第2報を学校から保護者に発出できる対応を行いました。

不審者に遭遇した児童の当該校は、22日に、午後3時40分過ぎには情報を得て以降、帰宅していなかった児童を職員が送り届けたり、PTA会長と校長が現場付近を巡回したりする等、安全確保、安全確認に努めています。

また、23日の朝の登校は、保護者、または大人の方に学校に送り届けていただくよう依頼をしております。

下校につきましては、保護者の迎え、及び職員同行の集団下校としております。

また、当該校では、25日土曜日には関係者が協議を行い、23日以降は、当該校の周辺で不審者情報はないうこと、そして、校区周辺に不審な人物はその後いないと思われること等を確認し、今後の方策がなされております。

教育委員会では、その後、各学校の状況を踏まえて、5月31日に小中学校長に子どもサポートセンターの見守り強化は引き続き行いますが、保護者や地域も疲労が出ているとの話も伺っておりますので、今後につきましては、無理のない対応をお願いします。新たな情報が入りましたら皆さまに情報を共有致します、と発出をしております。

不審者情報の対応につきましては、児童生徒の安全確認を行いつつ、各学校、関係機関との情報共有を行って進めることが重要であると進めてまいりました。

議員のご質問の、近隣の市町村の不審者の情報につきましては、情報も頂いております。

黒潮町で起きた不審者につきましては、児童と接触があつて言葉掛けがあつたであるとかいうことですが、近隣の1件につきましては、ただ不審な方を見かけたという情報。

もう1件につきましては、しばらくつきまとつて歩いて追いかけてきたという情報を得ておりますけれども、こちらの方につきましては、警察の方も黒潮町の方と同一人物なのかどうなのか確定できるものではないということでございますので、黒潮町としましてはその情報よりも、今現在、黒潮町でできる対応というものを関係の機関、それから当該校を中心に進めてまいった次第でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

早期のというか早いめというか、早めの対応というか、周りのほかの小中学校であつたり、保育所の方もですね、そういったことを本当大事になってくるいいですか、命にかかわることであるがゆえにですね、迅速な、早急な対応の方が必要だと思いますんで、今後ですね、ぜひお願いしたいと思います。

で、後にも言いますけども、今、次長の方が言ったその情報共有っていう部分では、そういう意味でやっぱりね、子どもたちに関係する機関であつたりは特にですね、情報共有が必要だと思いますんで、よろしくお願いします。

それと、今次長も言われましたが、同一人物かどうかはちょっとね、言われるとおり確定というか分かってないようですが。何言いますかね、そういった日にち的というか22、水、木、金と不審者情報というふうなことなんで、同一人物の可能性も低くないかなあと思つたりもするんで、そのへんですね、やっぱりその身近でこういうことがあるんだっていうことをもう肝に銘じてですね、子どもたちをお守りすることに徹していただきたいと思います。

これは発生したの、実際はね、1時半ぐらいやつたかなつては思つてるんですけど、子どもたちが親に言ったのがちょっとずれたようなこともあつて、ちょっと時間的にはずれはあるわけですが、当日、そういった時間帯に広めることができた、これは成果と言いますか、として見るべきだとは思いますがね。

そしたら、その他にですね、関係機関、いろいろ警察であるとかサポーターであるとか、保護者の方はわが子のことで率先して出られると思いますけど、その他のことで、実効性のある対応策というかそういったもん。今回のことを含めてですけど、これまでも持つておつたその対応策というかそういったもん、例があればちょっと示していただきたいと思いますがね。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

各学校につきましては、緊急時のマニュアルを作っております。不審者に対する侵入であつたりとか、近隣で起きた場合っていうマニュアル等もございます。

それらを再度見直して、今回の件を受けてですね、より良いものを作っていく必要があるというふうに考えております。

また、連絡体制なんですけれども、私たちも今回の件を見直しまして、町内には大方高校もございますし、それから幡多青少年の家もございます。それから、放課後の児童の活動を考えますと、児童館もございますし、放課後子ども教室もございます。それから図書館もございますので、そちらの方への連絡体制というのも、メールで文書で送りつつ、それから電話でもしっかりと学校と同様に連絡を入れて、確認ができる体制を整えて、今後は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

体制づくりというか、マニュアルもあるようなので少し安心はしましたけど。

今、文明の利器といいますか、メールですよ。本当、素早い伝達というか情報の交換ができると思いますんで、そういったものもよく利用してですね、素早い対応の方をお願いしたいと思います。

それですね、今、いろいろと庁舎外との交換っていうふうなことでお聞きはしたがですけど、この黒潮町役場ですね、庁舎内。この課と室とか、そういった部分であるとか、職員間であるとか、そういった情報交換っていうふうなところは、防災の面、教育の面、こういったふうなことになっておりますか。緊急のときですね。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

庁舎内につきましては、教育委員会部局で情報収集した場合に、防犯の対応は情報防災課、それから地域住民課も関係しておりますので、そちらに連絡を入れることとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

体制整っているようなので、なかなかね、すぐにすぐについて言いますけど、なかなか実際になると、抜かるじゃないですけどちょっと遅れるっていうふうなところもあろうかと思えますんで、その部分ですね、穴を埋めていうか。

ぜひですね、素早い対応の方を、ぜひ情報防災の方も含めてですね、よろしくをお願いしたいと思います。

それで、今回申し上げたいのは危機管理っていう部分で、これはさまざまな分野で発揮をしなくてはならないと思っております。

特に近年ですね、今回のような事件と言っておきます。事件であるとか災害面であるとか、そういった部分で本当に想定外なことが余りにも多くてですね、住民の方としてもですね、町ももちろんですね、危機感を持って対応する対策の方をお願いしたいと思います。

それと、この先ほど情報の共有っていうふうなことで言うと、そのマニュアルだけをこの情報共有システムというか、それがマニュアルでそういうシステムとしておるわけですか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

これまで、しっかりと、大方高校や外部も含めた連絡網というのが十分整備をされておりませんでしたので、このたびの件を踏まえて整備をしておるところでございます。

そちらの情報につきましては、しっかりと町内でも情報共有しながら、そして関係するところにも同じものをお配りして、こういった流れでご連絡を差し上げますよというふうに、情報共有をこれから図っていく必要があると考えております。

また、先ほど議員が言われたように、いざというときは慌てるものでございますので、日ごろからそういったものがすぐ目に映るように職場内に壁に張るなど、すぐ目に届くところにしっかりと掲示をしながら、教育委員会としても進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

もう、おっしゃるとおりでございます。

年取ると忘れたりもしますし、これは全然違う話ですけど、やっぱ目視できるところにそういったものを置いておくとか、張っておくとかいうことを、すごい気付きの部分で大事やと思いますんで、ぜひともですね、今後も続けていただきたいと思います。

それと、まだまだ気を付けなくてはいけない抜かった部分いいですか、そういった部分もあるんじゃないかとも思いますんで、ぜひこれを機に言うたらちょっと言葉が変ですが、こういったこともあることで、再度庁舎の中で各課とか室を超えてですね、いろいろ揉んでいただきたいと思います。新しい、何か新システム構築するとか、そういったものを目指していただけたらと思います。

よろしく願いしまして、カッコ1の質問を終え、カッコ2の方に移ります。

2 番目にですね、そうですね、カッコ2と致しまして、当町の公用車へのドライブレコーダー設置状況は、現在どのようなものとなっているかについてでございます。

この件、以前から要望してきて、そのままその要望に応じていただいたというか、通園バスであるとか通学のバスであるとか、また、町内いろいろ、課によっては巡回いか見回りの方をしておられるようなので、そういった車両にもですね、設置の方いただいてと思います。

現状では、相当数のドライブレコーダーっていうものも公用車の方に搭載の方はされておると思いますが、その現状の設置状況、これを聞きます。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは浅野議員の、公用車へのドライブレコーダー設置状況についてのご質問にお答え致します。

黒潮町の所有する公用車は、総数 101 台で、そのうちドライブレコーダーを装備している車両は 58 台となっております。装備率は 57 パーセント程度です。

ドライブレコーダーの装備につきましては、令和元年に自動車専用道路で起こった公用車の重大事故の状況から、早急に整備を進めてきたところで、特に出張等で自動車道を利用する頻度の高い車両、乗客の多いマイクロバスを先に装備し、以後は、使用頻度の高い車両、年式の比較的新しい車両から計画的に装

備を進めております。

また、更新する車両には、当レコーダーを発注仕様に義務付け、装備車両の充足に向けて進めております。

装備していない車両としては、常時使用が少ないダンプや軽トラ、消防車両などに多くあり、年式が古く更新の近い車両が残っておりますが、これらも、更新に合わせ計画的に整備を図る予定です。

以上です。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

今、数字をお聞きして、安心といいますか。101 台中 58 台、57 パーセントの搭載率というのはすごいと思いました。

また、更新時にもドライブレコーダーの設置も考えておるといふようなことなんで、本当安心を致したところでございます。

そういうところでですね、今の土居課長の方からも答弁いただきましたので、今回の事件に関してもですね、課長の方にはいろいろと、その日に直接いかお電話入れさしていただいて、私もかけましたんでね、本当申し訳なく思ったり、また、本当ありがたいて思ったり、そういう思いであります。本当、迅速な対応ありがとうございました。

ただですね、その日の状況とその後の対応いいですか、総務としての対応。ほかの課の方もあればですが、対応、対策について少し聞かせていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

当日の 5 月 22 日、夕刻だったと思います。浅野議員から連絡をいただきました。職員等はもうほとんど帰庁している状況ではございました。

ドライブレコーダーに、もしかしてその付近に行った人の状況等が確認できることは可能性としてはないかというようなことで、その件につきましては、当日、その公用車の使用状況等を確認して、その時間帯にその車両を利用している方を限定しまして、その方には個別にそれぞれ確認をしました。

その付近、いわゆる現場の付近にいた車両が、個別の聴取により 2 台ありました。

また、個別の 2 段についてはまた個別に詳細を確認しましたが、ただ、若干ですね、その地区には行っても離れていたこと、それから、時間帯に作業をして車が作動しなかったことで、どうも画像としてはないというような結論にはなって。

また、警察等からの依頼等もあればですね、その状況は見せる構えはあったんですけども、警察からの状況も、その依頼もなかったこともありまして、現状としては調査はしましたが、ない。該当するものはちょっと見当たらないという状況にはございました。

このドライブレコーダーについてですけれども、本来の目的としては、事故に遭った際とか、あおり運転とか違法行為、これらがあったときですね、運転者の過失の状況とか、その画像映像を証拠として、いわゆるトラブルを未然に防ぐために活用しているというのが現状です。

ただしですね、防災面でも、犯罪とか迷惑行為の抑止力にも、ある面寄与するところがあるんじゃない

かとは思っておりますし、場合によってですけども、意識なくて、防犯等の状況が記録されている可能性もあるかも分かりません。そういう場合にですね、警察等関係者から要請があった場合などについては、できる限りの協力を考えているもので、それによって地域の安全に貢献できればと、対策としては考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

よいよ、心強く思っております。

先ほども申し上げましたが、やっぱですね多岐にわたってといいますか、いろんなところでいろんなことが起きますので、気配りであったり、そういった注視する目を緩めずに、ぜひお願いしたいと思います。

それで、今のところっていうか町の持つておるドライブレコーダーについては、言えば保険対応というか、事故の折の対応であったり、そういったところが主ではあるかとは思いますが、課長が今言ってくれたようにたまたま映っておるとか、そういう防犯カメラ的な効果もありますんで、ぜひお願いしたい。

本当に迅速な対応、ありがとうございました。

それと、この後の質問でもちょっと関係するんで。

これまでに設置をされたドライブレコーダーなのですが、過去の分であったり、現在設置しているドライブレコーダーやったり、価格的なもの分かればですね、教えていただきたいのですが。ピンからキリまでというか、いろいろの機種によっていろいろ高低差はあるみたいなのですが、そのへん分かれば、現状の装備しているものの価格をお願いします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答え致します。

現在、町が設置しているもの、浅野議員も言いましたようにいろいろな種類がございます。

特に近場で作業するとか、あまり遠出をしない車両で後付けする分ですね、その分については、今までの部分で言えば比較的金額の安い、大体3、4万程度のものを設置しております。

ドライブレコーダーにはSDカードという記録の容量などが入っているものがありますけれども、容量なんかで言うと8メガとかいうて割と一番短いもので、いわゆる事故対応、事故のときの画像の対応の分に限られたようなもの、それから、遠出をするようなものについては、前後も含めて前後両方付ける場合を今、特に進めておりますけれども、それになると大体6万から7万ぐらいの、工賃も含めて。それぐらいのものになりまして。

また、時間についても、SDカードなんかも34メガとか、比較的長い記録ができる。当然、記録した分が充足したら書き換えられて、新しい情報に書き換えられているような情報になってますので、それで言うと4時間から6時間ぐらいを記録できるようなものに、最近は替えております。

その分で言うと、うちで言うそうですね、58台設置しておりますが、28台、約半分が前後に取り付けて、後ろの状況も走っているときには確認できるような装置を今、配備している状況でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

思ったよりもその価格的には安価といいますか手ごろといいますか、そういうふうには感じるわけがありません。まあまあ、安いなっているふうな感じですね。

それで、これだけ台数が増えてくると、よくまとめ買いであるとか、そういった部分で価格をちょっと下げていただくみたいなこともあろうかと思うんですよ。例えば、10 台まとめていくらとか、1 台 1 台よりも安く安価にいくんじゃないかと思いますけど、そういった方法は取っておりますか。

議長（中島一郎君）

総務課書。

総務課長（土居雄人君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

初めに、この令和元年の事故から約 5 年経ちます。その間、この 58 台を速急に進めてきたところでございます。

一定ですね、長距離の部分とか整備した段階では、初めのときには長距離をする部分で 10 台ぐらい、ちょっとまとめて付けた関係もありました。

ただ、車両が古くて更新前のものっていうものについては、この 6 万、7 万といえども、やはり更新に合わせて替える方がやっぱり効率的というか、やっぱり予算の面でも付けたものをそのまま更新するっていうのはやっぱりもったいない。

そういう観点もございまして、今のところとしましては車両の更新に合わせて、また、それ以外に、今年は 3 台ぐらいは比較的新しいものからですね、設置するように計画をして、今年については 4 台ぐらいを設置するような計画としております。

以上です。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

今年も 3 台か 4 台ということなんで、できる限り、全車というふうなことにはならないかもしれませんが、そういったことのぜひお願いしたいと思います。

それからですね、もう 1 個質問ですが。

車の急発進防止とか、踏み間違い防止のやつですね、これには補助金あると思うがですけど。町民の方のドライブレコーダーの搭載についてですね、補助の方を考えていただけたらと思うがですけど、どうでしょうか。まあ、補助補助というて午前中からもね、予算のことになってしまうわけですけど。

例えば、1 家庭 1 台のみで、2 割とか 3 割の補助率で 1 万が限度ですよっていうふうな、例えばですよ、そういったような考えもできるかなとは思いますが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、再質問にお答えします。

この急発進の補助については、また今後、検討課題だと思います。今のところ、計画としてはないんで

すけれども。

ドライブレコーダーの急発進ですかね。

(浅野議員から「いや、急発進にはあると思うんですけど」との発言あり)

失礼しました。

ドライブレコーダーの補助については、現状のところはちょっとうちでの計画はなく、考えておりません。

以上です。

議長 (中島一郎君)

浅野修一君。

6 番 (浅野修一君)

えらい突然の提案というか、申し訳なかったですが、そういったこともやっていただければ、もっともって関心の目が広がるかなっていうふうな思いで、質問の方をさせていただきました。

じゃあ、これでカッコ2の方を終わりにして、カッコ3の質問に移ります。

カッコ3と致しまして、プライバシー権への配慮は当然に必要ではあるが、防犯対策として、区長会を通じ住民への協力要請を行い、各地区への防犯カメラの増設はできないか。

また、防犯カメラ設置の意義を町としてどのように考えているか、についてでございます。

これ、区長さんの方にお願いというふうになると、区長さんも本当、毎日のように住民の方からの要望だったりをお聞きして、大変な労力を使っておられることであるので、なかなか区長さんにというふうなことになるづらいかもしれませんが、住民の方に一番近い方っていうか、その地区をまとめておられる方なんで、そういったことで広めるっていうか、防犯カメラの設置を充実させるっていうか、そういったことはできないか問います。

議長 (中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

それでは浅野議員の、各地区への防犯カメラの増設、防犯カメラ設置の意義を町としてどのように考えているかのご質問にお答え致します。

防犯カメラは、事件や事故の解決策として有効であり、犯罪の抑止効果も期待できると考えております。

しかし、防犯カメラには犯罪を未然に防ぐ効果がある一方で、犯罪そのものを完全に止めることはできません。カメラの設置により犯人は警戒しますが、それはあくまでも威嚇効果に過ぎず、設置だけで完全に安心できるわけではありません。

必要性のある場所には防犯カメラの設置を検討しなければなりません、カメラがあるから大丈夫と過信せず、地域全体で防犯意識を高めることが重要です。防犯に対する意識を地域一帯で持つよう、啓発活動に努めたいと考えています。

現在、教育委員会では、児童生徒の通学路などに補助金を活用して、子ども見守りカメラの設置を進めています。今後も、この補助金を活用してカメラの設置を計画しています。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

浅野修一君。

6 番 (浅野修一君)

課長、今の見守りカメラですが、今年度ですか、何台予定してます。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

現在、黒潮町子ども見守りカメラは11台設置をしております。

平成27年度から設置を始めておりまして、当初に設置した2台は更新をしている状況でございます。

本年度の子ども見守りカメラにつきましては、予算としては2か所分を計上させていただいております。

子ども見守りカメラの設置につきましては、黒潮町の通学路安全対策協議会の中に、各学校から要望が交通と防犯というところで防犯の部分で上がってきておりますので、そちらの中で設置が可能なのかどうか、設置場所、それから地域と協議をしながら、今年度進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

自分の個人的な思いというか考えなのですが、防犯カメラはこれで抑止力にすごくなると思うがです。

先ほど威嚇っていうふうなことで言われましたけど、威嚇よりも嫌うというか。犯罪者はですね。難しいですけどそれがあることで、やめておこうとか、ほかへ行こうとか、そういったことも感じるのが犯罪者ではないかとも思います。

防犯カメラの有効性っていうのは自分はもうすごく高く買っておりますので、ぜひこれはですね、続けていただきたいと思います。

まして、今回のようなですね、不審者のこともありますので、やっぱり黒潮町へ行って変なことしよたらお前、全部カメラで撮られてすぐに捕まるぞっていうふうな、そういったこと。来町者の方には失礼な発言にはなろうかとも思いますけど、そういった犯罪抑止っていう部分では、大切な機器ではないかと思っております。

また、そういったことを威嚇的なものでしかなくなるからとかっていう、そういう思いっていうのはね、ちょっと逆行してるんじゃないかと思うがです。やっぱり子どもたち、そして町民の皆さんを守るためにはですね、その部分、大切な部分であろうかとも思いますので、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

いかんせん、その設置するにもですね、やっぱプライバシー保護の部分が、これもネックになってくる。これはもう当然のことで、なかなか住宅地であるとかそういったところに、区長さんであつてもなかなか、そういうお願いは通らないことが多々あると思うがです。

ただ、プライバシーとはいってもですね、教育委員会の方のあれになると思いますけど、小学校近辺であるとかそういった公共の施設、あとは学校、保育所、消防屯所的な公共と言える場所ですね、そういったところにもですね、設置は可能なんじゃないかなと思います。

それと、県外からもよく見えていただいている道の駅であるとか、そういったところに複数の防犯カメラをとくということもですね、今後の取り組みの中には取り入れるべきだと思うがです。

その点、いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

現在、教育委員会が補助金として活用しております、高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金につきまして、教育委員会が使っております子ども見守りカメラ、そちらの部分と、街頭防犯カメラという2種類があります。

文字どおり、街頭防犯カメラは街頭犯罪を抑止する目的として、設置するカメラに補助されるわけですが、これの補助対象者が、地域防犯活動に取り組む、組合とか団体というふうになっており、町のような自治体には補助金の対象になって現在おりません。

ですので、もし町で防犯カメラの方を設置するとすると、単独事業となり、1台当たりが、教育委員会の本年度の予算ベースで言うとも約97万円程度のものになりますので、そういったものを町単でどれだけ維持管理できるのかということもありますし、議員がおっしゃるとおりプライバシーのこと、そういうこともクリアしなければいけません。

いろいろとクリアしなければいけないこと、調整しなければいけないことがありますので、防犯カメラの有効性、そういったものが財政、それからその他もろもろのこととの調整を図りながら、必要であるならば、また今後は検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

97万円、ちょっと高いですね。高いっていうか機能が、すごい映りがいいというか、そういったものであろうかと思えますけど。

市販のものでもですね、結構今ええものもあつたりもするんで、そういった方向でもですね、ぜひ考えていただけたらと思います。

そういったのが、補助の分はそういったものを付けないといけないっていうふうな規定のことがあってそれに取り組んでおるんだと思いますので、それとはまた違って、町独自でもできるような設置可能な機種だったりそういったものもあろうかと思えますんで、そういったこともぜひですね、検討の机の上に上げてもらったらと思います。

それで、一番思うのは、やっぱり台数そこそこ必要だと思います。入り口になるのか出口になるのかからなんですけど、黒潮町に入るとき、出るときに使われる主要道路ですね。そういったところに、何十台も何百台もっていう話にはならないと思いますんで。例えば、今度再開するこぶしの里であるとか、ああいったところでもですね、可能かと思えます。

また、ほんとあそこはあそこを通らないと、黒潮町、今のところですけどね、高規格が通るとまた別の話ですけど、今のところあそこを通らなければ黒潮町に入れないわけなんで、そういった点でもですね、ぜひ考慮していただいて善処していただければと思います。

もっともっと、軽視することなく、防犯カメラは本当重要だと思うがですよ。町民守るためには。威嚇のみならず抑止の大きな手段であると思いますので、ぜひご検討をお願いして、1番の防犯対策について終わります。

2 問目に入ります。防災減災対策についてでございます。

これも毎回毎回申し訳ないんですが、このこともですね、もう阪神淡路から始まり東日本、ほんで能登半島と、四国以外、高知県以外で、すごい災害になっております。

防災減災対策から目をそらすことはできないと思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

黒潮町は南海トラフ巨大地震対策をさまざまに講じてきたが、現状を見ると達成感的なものを少し感じる。

能登半島地震後、現地における状況を見ると、当町の方向性の見直しも必要ではないだろうか。検討すべき最重要課題であると考え、以下について問うとしております。

カッコ1 としまして、町内にある井戸の把握はできているかについてでございます。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の、町内にある井戸の把握はできているかのご質問にお答え致します。

町では現在、井戸の所在地や数について把握しておりませんが、生活用水を確保する観点から、井戸の活用は有効だと考えています。

被災後の井戸は、地域住民の皆さまが使用するため、地域での共助として、各地区の自主防災組織等が位置などを把握しておくことが望ましいと考え、本年度、地域担当職員が自主防災組織等と協力しながら現状把握を行うこととしています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

数の方、なかなか把握といっても、現状、使ってない井戸がほとんどではないかと思いますので、なかなか難しいところであろうかとは思います。

ただ、能登半島地震から早やというか5 か月を過ぎたわけですが、現地の日本海側北側の輪島市であるとか珠洲市の方ではですね、いまだに、地区によるがですけど、断水のところもあったりもしているんじゃないかと思います。

そういったことを見てもですね、よく皆さんも言っておるわけですが、黒潮町の南海トラフ被災時を見るような感覚ではないかと思います。

この前、町長も言っておられましたけど、現地にも行かれて、その復興というか復旧にも至ってない現状を見てこられたと思いますので、すごく重く受け止めておられるとは思いますが。

要は、できること、最善を尽くさないといかん。今のうちにですね、事前復興やないですけど今のうちにできることをやっておかねばならないと思っておりますので。

そういった意味で、井戸ながですけどね。井戸って簡単に言っても、3 月でしたかね、泥水でも飲み水に替えるって機材を整備してるからっていうふうなこともあったりもしますし、井戸水も、そういった飲み水であったり生活水であったり、そういったものに使えると思いますんで、ぜひこの井戸の普及というか、新設であったりですね、そういったことも町から呼び掛けていいですか、町が率先して、ここ井戸は増えんろうかねっていうふうな話も持っていけるんじゃないかと思うがですよ。

そういう意味で、井戸井戸っていいですけど、この前もテレビでもあったがですけど、井戸水を使ってお風呂をわかせて、断水の地区の皆さんが、お風呂場やったかな、浴場で皆さんが入って、そこで生き返った、お救われたっていうふうなことを聞きました、見ました。やっぱりね、お風呂があるとすごく楽になるがですよ。

支援も遅からずというか遅くはなると思いますが、来るとは思うがですけど、また、町内でできることをですね、やっておかないかん。そのように思います。

そういう意味では、この井戸っていうのは、簡単に言ってもなかなか出んかもしれんですけど、いろいろ打ち込み式とかボーリング式とか、いろいろ方法はあるようがですけど、そういったことも不可能ではないと思いますんで、ぜひこの黒潮町を含む幡多郡っていうのは、昔からよく言われる陸の孤島ということ言われてまして、被災時にはですね、必ずということは言い切れませんが孤立しかねない地域でありますので、そういったこともぜひ頭に入れて、できればそういった方向性も考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

カッコ1の質問を終わって、カッコ2の方に入ります。

カッコ2と致しまして、現状の避難訓練は町内全域に対する訓練であるが、津波浸水想定区域に特化した避難訓練の実施も検討すべきではないかであります。

これですね、私今、現状住んでるところも海拔6メートル弱やったかな。津波浸水想定区域内ながですけど、やっぱりこの津波っていうのはもう避けて通れない。南海トラフにおいてはですね、部分ですので、そういった意味は重々、私含めて住民は分かっているがですけど、避難訓練で残念なことに、その区域の方が出席率がものすごい悪いっていうふうな現状もあったりするんで、その点への対策というか、そういったもんも必要かと思えますんで、答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の、津波浸水想定区域に特化した避難訓練実施は、のご質問にお答え致します。

現在、町では、9月の総合防災訓練と、11月の夜間津波被害訓練を全町的に行っています。

どちらの訓練も、津波浸水区域内の地区では、高台や津波避難タワー等への避難訓練を行い、津波浸水区域外の地区でも、集会所等に集まり安否確認などを行っています。

このように、町内全域において、各地区が適切な避難行動を取れるよう、年2回の訓練を行っていますので、現在のところ、津波浸水区域に特化した避難訓練を行う計画はございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

これ以上は言いませんが、ただ、その区域の方でもですね、そういった今回はあれなんだよ、浸かってしまうところの避難訓練なんだよっていうふうな言い回しというか言い方で、自分たちの避難訓練なんだというふうなことを町の方でうたっていただいて、そういった特化した避難訓練も必要なんじゃないかというふうに思います。

そうでないと、やっぱりねその訓練、よく東北のときに聞いた津波てんでんこっていうふうな言葉、合言葉的なもんですね。を耳にはしたがですけど、はやもう忘れてしまっている部分もあるし、その意識付

けっというふうな部分では、そういった特化した訓練の発信いうか、それもぜひですね、ひとつ考えていただけたらと思います。

カッコ2は、これで終わります。

カッコ3の方に入ります。

建設業者等、多方面への協力体制の構築は、被災時には重要な事柄で、生命に直結する課題でもあると考える。現状はどのようなものでしょうか、としております。

町の見解を問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の、建設業者等、多方面への協力体制の現状はどのようなものかのご質問にお答え致します。

黒潮町建設協会とは、平成19年10月に、災害時の応急対策活動に関する協定書を締結し、令和2年8月に、同協定を町と一般社団法人高知県建設業協会、黒潮町建設協会、高知県建設業協会中村支部の4者で再締結を致しました。

応急対策活動としては主に、道路施設災害及びがけくずれ等の応急復旧、ならびに災害廃棄物等の除去、及び搬送。水防作業と連携する水害防御のための応急対策。消防機関等と連携した被災者の救出支援。資機材及び物資の提供というふうになっております。

そのほか、緊急避難場所等としての施設の提供を受けるための協定や、避難の長期化に備えて公的備蓄品を補完するため、食料をはじめとしたさまざまな町内及び近隣の流通物資確保の協力を得るための協定、それらの物資及び各地からの救援物資を確実に安定的に避難所等へ配送するための協定なども締結しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

多方面というか多くの団体いますか、協会ですかね、そういったところで協議していただいているようで、少し安心はしますが。

ただ、建設業といいますとやっぱり重機ですよね。被災時に山が崩れたとか、道がふさがったとか、そういった部分で重機による排除を主にお願ひするのではないかと考えておりますが。

そういう意味でもですね、重機の高台移転っていうふうなことには現状どうなってるか。

分かる範囲で結構ですけど。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

重機の浸水区域外への保管とかということに関しましては、各事業所さまがいろいろと工夫していただき、そういう対応をしていただいております業者さんもあります。

現在のところ、町としてそれを何らかをしていくという計画はございませんが、ただ、担当課の方では

現場、どこの現場に重機があるかとか、そういったことの把握はある一定するように努めておりますので。

また、訓練等の際にも、建設事業者さんとの通信訓練であったりとか、そういったものもしておりますので、普段から顔の見える関係、そういったことにも努めております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

今言ってもらった、顔の見える、顔を突き合わすというか、普段からの付き合いのことやと思いますけど、やっぱりそういったことは被災時の本当に大事になってくるといいますんで、日ごろからですね、親睦であったりいろいろそういったところをですね、密にしていきたいと思います。

ただ思ったのは、今言うその重機が浸水してしまえば使えないというふうなことで、町の土地であるとか、高台の部分であるとか、そういった部分への保管場所提供みたいなことは考えられんでしょうかね。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

現在のところ、そこまでの対策の考えはございませんが、各事業所さまからそのようなご相談であったりがあれば、また担当課とともに検討することは可能ではないかと思いますが、ただ、重機の保管場所、工事現場から遠くなったりするとその輸送費等も発生することから、そういう面では、各事業所さんの方でいろいろと工夫が必要な面もあるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

課長がおっしゃるとおりやと思います。

やっぱり、そのときになってみないと分からんこともあるけど、今でもそういったことも言えると思いますんで。

ただ、先ほども申し上げましたができることをせんといかんと思いますんで、やりませんとかじゃなくて検討の方もですね、建設業者の方ともそういったお話もしていただきたらと思いますんで、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

カッコ3の質問を終わって、カッコ4の方に入ります。

カッコ4と致しまして、弘野に一時避難場所対策として、平時には雨天練習場としても使用可能なドーム型の施設整備はできないか、についてでございます。

これ、以前にも申し上げましたが、すごく有効であると思います。高台で、県外客というか危機感のない方も分かりやすい部分ですので。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは浅野議員のカッコ4、弘野に、一時避難場所対策として、平時には雨天練習場としても使用可能なドーム型の施設整備はできないかについて、お答え致します。

ご質問の施設整備につきましては、弘野の町営住宅団地西側の土佐西南大規模公園の都市計画公園区域での施設整備になると考えますので、県にて対応を図ってもらえるよう要望をしていくことが必要になってまいります。

また、一時避難場所対策として、平時には雨天練習場としても使用可能なドームの施設整備をとのことでありますが、これまでの土佐西南大規模公園建設同盟会からの要望として、佐賀地区東公園多目的広場に防災面に配慮した多目的広場のかさ上げと、屋内運動場の整備を要望してきております。

これらの要望につきましては、県の方で、優先度、緊急度、利用頻度などを踏まえて検討がされ、整備計画の見直しが図られていくものになります。

今回のご質問の施設整備につきましては、既に東公園にて施設整備を要望しているものと同様のものにもなりますので、利用頻度などを考慮するとともに、町内に同様のものを2つ整備することは、県の対応であっても難しいものになってくると思います。

また、土佐西南大規模公園建設同盟会の中でも、同じ町の中に同様の施設が2つ必要なのか、利用頻度なども踏まえて要望への追加等について検討が必要になってまいりますし、早期に要望へ加えていくことにもなりませんので、その点ご理解いただければと思います。

今後も、土佐西南大規模公園が有益なものとして機能するよう、県や関係機関と相談、連携しながら、対応を図ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

佐賀地域の東公園については存じておりますが、いかんせん弘野の周辺についてはですね、道の駅ビオスであるとか、サーファーの方はものすごくあそこの駐車場を利用して多いがですね。それと野球場も近いですし。

そういった意味では、需要頻度というか平素から人が集まることが多い場所なんで、今回この質問をしたわけです。

そういった意味合いもあってですね、県の方にもまだ要望したことが、自分がですね、今の同盟の方に席を置かせてもらってますんで、その会議ではちらっようお願いというかお話をしたときがあって、何か可能なんじゃないかっていうふうなことも聞いたこともあったもので、今回このような質問にもなっております。

町内に同じようなものが2個っていうふうなこと、なかなか通りにくいのはもちろん分かっておりますが、県の方にまだ言っていない部分があるんで、それをぜひ提案というか要望の方をお願いできたらと思いますので、今後取り組みの方をぜひですね、考えて検討していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

それでは、2番、防災減災対策を終わりにして、3番の子育て支援についてであります。

3番、子育て支援について。

子育て支援の中でも幼児期の支援は、身体的、精神的な成長にも重要な時期であり、そのためには施設の整備と、保育所にかかわる職員の充実は欠くことができないものとする。町としての考えを問うとし

ております。

カッコ1いきます。

子育て支援に対する教育長の思いや、今後の方針について聞きたいと思います。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

浅野議員のカッコ1、子育て支援に対する教育長の思いや、今後の方針について問うについて、お答えを致します。

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成において極めて重要な時期にあり、その生活時間の大半を過ごす場でもあり、子どもたちが安心して過ごせるよう、また、将来の力の基礎が培えるよう、子育て環境には発達段階にふさわしい場の提供が必要であると、認識をしております。

具体的には、子どもが自発的に活動できる場であったり、さまざまな経験ができる場や遊具であったり、また、周囲の子どもや保育士さんも含め、大人とのやり取りを楽しみ、子ども同士のかかわりを楽しむことができるよう、温かい雰囲気づくりが重要であると思っております。

こうした場や、安心できる空気感の中であって、子どもはさまざまな感情を持ち、さらにかかわりを深めたりして、人とかかわる力が育まれるものと思っております。少子化が進む状況下では、特に大切にしたい、保育行政の1丁目1番地ではないかと思っております。

このことを踏まえて、各保育所で子どもへの健康支援、食育、環境及び衛生管理や安全管理、災害への備えなど、保育士さんに日々ご指導いただいておりますことに対し、教育委員会としても、より働きやすい環境整備に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

教育長、本当にうれしいお言葉というか、今言っていただいた温かい場所というか温かいところ、それと、子どもたちが人とかかわることを大切にとか、子育ては1丁目1番地ということをお伺い致しました。本当に、そのとおりだと思っております。

この時期にですね、見逃すやないですけどおそろかにしたら、もう後々がその子にとってはもう幸不幸真逆といいますか、そういった状態になるんじゃないかと思っております。

私もそういった意味で、議員にならせていただいたときからずっと子育てについてはこういった質問をさしていただいておりますが、やっぱりね、保育所、0歳から6歳、5歳児まであるわけですが、次にいくって言うたらおかしいですが小学校に上がるまで、上がってからのことを思うと、保育所でやっぱり手を掛けてというか、保育士と子どもたちが密に言ったらちょっとあれですけど、すごくかかわりを持ってすることが、子どもにとっても成長にものすごくかかっている、重要なこととなってくると思います。今、教育長の方言っていただきましたんで、安心して今後、見ていきたいと思います。

教育長のですね、県の方でも力を発揮されたようですので、黒潮町でも教育長の力を発揮していただくことを願ってですね、カッコ1の質問を終わります。

続いて、カッコ2ですが、町内の保育所の中で、改修の必要性を感じている施設はないかについてでございます。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の、町内の保育所の中で、改修の必要性を感じている施設はないか、のご質問にお答えします。

令和6年度におきましては、改修の必要な保育所につきまして予算計上し対応しているところですが、令和7年度以降につきましても、4保育所それぞれに、厨房設備、エアコン、雨漏りおよび音響設備など、改修等の対応が生じるものがある状況でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

簡潔な答弁、ありがとうございます。

今の自分の方が思っているのは、以前からこのことも言っておるんですが、佐賀保育所ながですけど、0歳児の受け入れがちょっとスペース的にいうか困難であったりする時期も多々あったもので、そういった意味では増築というか、そういったこともですね、佐賀保育所にとったら必要なんじゃないかと思います。

やっぱり佐賀地域の方は、子どもさんは佐賀保育所に通っていただくようにすることは町の務めではないかと思います。

現状の園児数いうか子どもさんの数、ちょっと把握、申し訳ない、できませんでした。現状足ってあればまあ良しとするべきのところですが、そのへん、使い勝手がいいような部屋にするであったり、改修するであったりとか、そういうことの必要性は感じませんでしょうか。

それともう1個、南部保育所についても、ちょっともう老朽化というかあれで、もう少し手を入れてあげんといけなかなっていうふうに見ておりますが。

今回、佐賀と南部についてになりますが、どういった見解を持ってるでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

佐賀保育所につきましては、平成30年度に建設を行っております。

黒潮町立保育所運営規定で、佐賀保育所の0歳児の受け入れは5名となっております。

佐賀保育所のここ4年間の0歳児の4月の状況につきましては、令和3年度が0名、令和4年度が2名、令和5年度が2名、令和6年度は0名というふうになってございます。これは、途中入所等もありますので変動する数字ではございますけれども、こういった状況で推移をしてきております。

また、南部保育所につきましては、昭和54年度に建設がされております。こちらの方の施設につきましては相当年数経過をしておりますけれども、旧大方町の保育所を統合する際にですね、南部保育所も統合するかどうかという選択肢が上がってきた経過もございます。

その中で、南部保育所は高台にあること、それから、保護者の勤務が四万十市方面が多いということもございまして、南部保育所はそのままの状況で残していただきたいということで強い要望もあり、その当

時の連合保護者会の方も、そういった中で町と交渉しながら進めてきた経過がございます。

そういった中での適切な管理ということにつきましては、黒潮町教育施設の長寿命化計画の中でしっかり点検をしながら、必要な箇所につきましては修繕を行って対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

次長、すみません、1 個だけ確認ですけど。

今の昭和 54 年の建築ってということなんで当然やっておると思いますが、耐震の方をちょっと確認、お願いできますか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

失礼致しました。

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

黒潮町の教育施設につきましては耐震診断を行っておりまして、耐震ありということで運営をしてございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

耐震もですね、子どもさんを預かっている以上は本当重要なことですので、今後も点検等を含めですね、よろしく願いしたいと思います。

それと、佐賀保育所については出生率というか、子どもさんができることがちょっと今少なくなってるもんで現状は少ないわけですが、ただ、移住の方であるとかそういった方から見るとですね、例えばですけど、4 家族がここへ来たいと、佐賀へ来たいというときに、そこでスペースが足りないとか、そういったことも考える場面はなくすようにしないといけないと思いますんで、そういったことも含めですね、その時と場合というかその時その時に適宜、状況に応じた対応の方でお願いしたいと思いますので、はい。よろしく願います。

カッコ 2 の質問を終わしまして、最後のカッコ 3 です。

カッコ 3 と致しまして、黒潮町独自の施策として、増員を含めた職員の配置はできないか。

大胆で、子どもたちに優しく余裕のある保育が、現在の日本には必要だと思う。当然ながら予算的な問題もあるが、将来への投資の意味合いからも重要であり、黒潮町からの発信、その意味を込めた施策はできないか、町に問うでございます。

質問の中に、現在の日本にはっていうふうな、もう大きな言い回しをしてますんでちょっとかけ離れてはおるわけですが。ただ、本当にですね、今の日本に必要な部分ではないかと思っの質問です。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の、黒潮町独自の施策として増員を含めた職員の配置はできないか。黒潮町からの発信、その意味を込めた施策はできないかのご質問にお答えします。

保育所職員の配置については、黒潮町立保育所運営規程において、高知県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 49 条に定める配置基準以上としています。

令和 6 年度におきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準と同じ基準にて配置しておりますので、高知県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 49 条に定める配置基準以上の配置をしています。

また、施策として、15 歳までの連続的でより確かな学びに向けた指導改善事業を展開し、子ども一人ひとりを大切にし、心身ともにたくましく、感性豊かな子どもの育成を目指した保育に取り組んでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

浅野君、発言残り時間もう 2 分となっておりますので。

6 番（浅野修一君）

はい、多分大丈夫と思います。

ありがとうございます。

基準内であるというふうなことなんで、安心はしました。

ただ、以前にですね、ちょっと多くの 0 歳児を、瞬間的な状態ではあったがですけど、3 人までっていう部分なんだけども 1 人が 4 人見ておったとか、そういったこともあったもので、今回の質問と致しました。

要はですね、子ども子育て、本当に黒潮町の将来を決める部分だと思っております。みんなでですね、いい子を、元気な賢い子を育てていきたいと思いますので、今後とも町の方としてもですね、十分な援助であったり支援であったりお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

次の質問者、山本牧夫君。

2 番（山本牧夫君）

それでは、通告に基づきまして、質問致します。

佐賀地域の各地区が所有する集会所を黒潮町の所有とすることについて質問致します。

平成 18 年 3 月に旧大方町と旧佐賀町が合併し、黒潮町が誕生致しました。この時点で、各地区の集会所については、大方地域はほとんどが町の所有物であり、佐賀地域は各地区の所有となっております。

旧大方町佐賀町合併協議会において決定された、区自治会の歴史的背景、財産等の実情を考慮し、両町の現体制を合併後も当面継続し、新町において順次調整を図ることとする、となっております。この方針に基づき、合併 18 年を経過した今、どのように調整を図ったか。また、条件を整え、町有化を希望する地区については速やかに実施すべきではないかと思いますが、この件について問います。

この件につきましては、各地区の要請もありまして、今申し上げたことを早期に実施するよう担当課に

問い合わせましたところ、町の方針として、合併後、建て替えと新築のみについて町が主体となって建物を新築し、土地も買収して所有権移転登記を行っているという回答でありました。既存の集会所と土地を現状のままで町へ移管することは行っていないという回答でありました。

両地域の現状に不均衡があり、建て替えと新築のみについて町有化するという新町の方針をいつ決めたか私は知りませんが、建て替えと新築には1割の地元負担金が必要で、最近の集会所工事費を参考にとすると、2,000万前後から3,000万ぐらいを要しておりまして、この結果、地元負担金も200万から300万ぐらい必要となります。

各地区の現状は、人口減と高齢化に伴い、地区会費の減少と防災面や集会所の維持管理、街灯等の増加に伴う維持費の増大もあり、財政面で苦慮していると思われます。その中で、町に移管するためには集会所の建て替えに200万から300万の負担が必要となると、地区の温度差もありますけれども、手を挙げることができない地区が多数出てきます。このことは、新町において順次調整を図ることとする、という決定事項が片隅に迫いやられ、不均衡のまま継続することになりますが、町はどのように考えておりますでしょうか、問います。

また、建築の用地と負担金を確保して、新築等を希望する地区については速やかに対応すべきであると考えますが、方針を伺います。

1回目の質問、終わります。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは山本議員ご質問の、佐賀地域の各地区が所有する集会所を黒潮町の所有とすることについて、にお答え致します。

黒潮町の集会所の所有形態は、旧大方町は大半が町の所有、旧佐賀町は地区の所有と、それぞれの町で取り扱いが違っていたことにより、合併後は担当課である両総合支所総務課において調整を図ってきたもので、建て替えをするときに合わせ、所有地区の意向も確認した上で集会所を町有化していくという方針のもとに取り扱いを行ってきたものです。

現在までに佐賀地域の集会所の建て替えを3地区行っており、また1地区につきましては本年度に新設する計画で、いずれも地区所有から町所有に変更としています。

今後もこれらの方針を継続するものとし、集会所の建て替えに合わせ、所有地区の意向も確認しながら町有化に向けて取り組んでいきたいと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

今の答弁では、建て替えによって調整を図るという方針ではありますが、私たち佐賀地域の住民はですね、合併協の約束事、これは合併したら集会所については現在の状態のままで黒潮町になると、こうほとんどの方が思っております。私は確認もしました。いろんな今の区長にも聞きました。その中で、この不均衡なことをずっと続くわけにいきませんので、それが合併の条件です。

ですから今言いましたように、佐賀地域については現状の状態でも黒潮町の所有になっていくと。その中で、維持経費等は幾らか町に認められるという、大方と同じ条件であると、こういう考えでありました。

それから最近は、今言いましたように旧佐賀町では3か所、市野々川、熊野浦、橘川、近年新築して町の所有で委託契約によって各集落が管理するということになっておると思います。それから、今年は令和5年度の繰り越しで、小黑ノ川が建てる予定と聞いております。

この不均衡はですね、やっぱり一日も早くやらないと、合併協で決めた住民のニーズに対して実行できないというのは、これは住民と町との間に乖離（かいり）が生じていると言わざるを得ません。集会所は集落の自治組織として拠点となるものでありまして、相互扶助の原点でもあります。お互いの災害とか助け合い、そういうものも含めて非常に重要なものであります。残念ながら各地区非常に老朽化も進んでおりますので、これはやっぱり統一してですね。それからまた、各地区で集落で努力をされて負担金とか用地等の解決がつくというところがありましたらですね、これは速やかにやるべきだと思います。

今、年に1か所かそこらぐらいしかいってませんのでね、これではなかなか、新築による、建て替えによる統制といっても、なかなか長い道のりでできません。そういうことを一日も早く平等化してもらおうということが大事じゃないかと思いますが、いかがですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは、山本議員の再質問にお答え致します。

集会所の建て替えに合わせて町所有としていく方針のもと、少しでも地区の負担の軽減を図り、建て替えやすくするため、黒潮町集落整備事業実施要綱を定めております。

内容につきましては、建て替えに係る地区の費用として、新設の工事費や設計管理費のほか旧建物取り壊し費など、建物の建築に係る費用総額のうち1割から2割の負担として、少しでも地域の地区の負担を少なく建て替えやすくするために、平成30年に改正をしております。

また、地区の敷地に伴う費用につきましては、同じ場所での建て替え、移転での建て替えにかかわらず、町が買収するため地区の負担は発生しないものとしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

今の答弁は、集会所を建てるための工事費の1割等は、これはもう今の段階で各地区の非常に大きな負担となっておりますので、この200万、300万という負担がなければ町に移行できない、という矛盾ができるわけです。これをおかしいと言ってるんです。そうでなくて、合併協で決めたことは町有化をするということの統制を図るということでしたので、そのことを着実にやってほしいというのが、私たちの願いなんです。それはちょっとおかしいので。

今後ですね、そのことがないとなかなかこれは不公平のままで。佐賀地域でもですね、やっぱり旧町分とか、役場の前の総合センターを無料で使っておりますし、漁業3地区については、浜町、明神、会所は漁民センターをほとんど、もう電気代ぐらいのもんで使っております。下分いうところはですね、今度旧佐賀保育所みらい、ここを使っております。ほとんどお金が掛からないんですね、管理も。その反面、その他の地域については非常に管理にもお金が掛かるし、今言ったように建て替えいうたち200万、300万のお金はよう出さんがですよ、現実。じゃあ、これずっと引きずって何年もぼろぼろになっても置くかということになりますので、それはおかしいんじゃないですかと言ってるんです。これはやっぱり、英

断をしてやってもらわんとですね、約束事を後回しにしていという話はないわけで。

例えば、今、提案権は町長にありますけれども、議会でそれを出されて議会が審議をして決定すれば、それを尊重するものであります。

例えばですね、私は皮肉というわけじゃないんですけども、町長の今年の当初の方針でですね、例えば合併特例債が活用上、上限に達したために、緊縮財政に努めると言っておりました。そりゃそうでしょう。けど今回のようにですね、それでも大方高校というような寄宿舎ですか、学生寮機能を持つ交流施設に5億8,500万を3月に計上してですね、それは可決もしましたけれども、この中で一般財源は1億8,700万というわけですね。これは緊急順位とかいうことからいくと、私はちょっと佐賀の集会所が先じゃないろうかと思います。それを別に反対するものではありませんけれども、できたらそういうものをですね、過去に決定してるものを優先して行く必要があるんじゃないろうかということ言うわけです。

早期にこれを統一する努力をしてほしいと思いますが、いかがですか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、私の方から再質問にお答えさせていただきます。

まず、合併協の中で議論されたところをちょっと確認してみますと、この合併項目、協定項目20の1にございます。区自治会の歴史的背景、財産等の事情及び両町の実情を考慮し、両町の現体制を合併後も当面継続し、新町において順次調整を図ることとする、ということでございます。

この内容について、どのようなことで順次調整をするのかということについて、いろいろとその合併協の中で議論された会議録等を確認をしてみたところでございますが、そこで町有化するとか、具体的なその内容については示されておられません。

従って、今回のその方向性としては、町有化するってということについては、当時の両町総務課の中でお互いの所有の状況をどうするのが一番いいのかというところで議論して、その中では、やはり本体を町が持つ方がやはり安定的な運営管理ができるんじゃないだろうかということで。これは原文に残したものはございませんが、そこで町長等との確認の後に、今からの方向性として町有化していこうということで内容を詰めて、そのように取り扱ってきた経緯がございます。

そこで、どうしても町有化、それから地区所有ということで、あまりにもその運営経費等には差が起らないような体制としてですね、基本的には水道料であったりとか、電気料であったりとか、運営経費というものについては基本的には地区が、大方も佐賀も同様です。両方を同じように地区がその運営経費というものは持つようになっております。町が実際負担する大規模な改修であったりとか、そういう場合に起こる負担金の状況についても、当然、地区所有となれば地区が事業主体になりますので、その分については補助金という形で、基本的には8割であったり9割であったり、補助するようにしております。

大方地域については町所有ということで、当然、その大規模改修が起こった際には、改修する場合ですけど事業主体が町となり、今度は負担金を1割であったり、2割であったりとか、その経費の出し方が違いますけれども、地区が運営していく費用については極力あまり差が起らない形で運営をできるような体制として継続しているものでございます。

やから、今からの方針として、財政面でもございますけれど、今ある土地とか建物を一斉に買い取るとか、町有化するということは基本的には困難でございます。まして、土地を買い取る場合でも、現有のところを建て替えするときに、可能性としてはより良い高台とかに移転することも可能性はございます。そ

うなったときに、仮に建て替えしたときに、現有のところを町が購入するとか買収することになれば、二重投資になる可能性もございます。

従って、今からいろいろ事情はあろうかと思いますが、町、各地区が建て替えが確定して、計画が確定した段階で土地も、当然場所も確定すると思いますので、その段階での町有化ということの方針で進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2 番（山本牧夫君）

この基本は、やっぱりその合併による調整ということはやはり同じ条件で、所有権は黒潮町になるということが基本と、私は思っております。

ほんで、修理とか何とかは、それは町有とか各地区が持つておるがにそんなに差はないと言いますが、これから目に見えて、例えば一般住宅で地震に対する耐震化をやりゆうと同じようなことで、目に見えて修理費はかさんでいきます。その中で、各地区には人も減り、高齢化もあり、なかなか修理するいうてもお金も負担がよけ要る。古いものを直すだけでもお金が要る。それから、そういうことから含めたら建て替えるのにも2、300万円要る。本当に両方ふさがりなことがあるがですよ。ですから、そういうことをやっぱし公平にするためには、持ち物を一つにすると。その中で、同じ土俵の中で話を進めていくということが、私は大事だと思っております。これは、今の案がそういうことであれば、そこは多少平行線のところもありますので、今後また私の方もいろいろ考えて、地域で考えて対策も出していきたいと思いますけれども、ちょっと私はおかしいと思います。

それからあと、取りあえず今の段階で、町有化にすることにそんなに経費が掛かるとか、問題があるわけじゃないでしょ、いうたら。大きな登記費用が要るとか何とか、そんなもんじゃないですからね、これは暫時やれますので。やっぱし今の段階では、そういうものを早く所有権を一つにしてみようと。その中で考えていくということが私は必要だと思いますんで、これぜひいい方向で統一するように努力してください。

あと答弁は、同じだと思いますんで結構です。

以上で終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本牧夫君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15 時 20 分